7月30日　差し替え資料

資料４

はつかいち未来ビジョン２０３５
前期基本計画（案）
（廿日市市総合計画）

令和７年７月 30 日時点

2025（令和 7）年７月
廿日市市

目 次

前期基本計画 1
1　基本計画の概要 2
2　人口の将来展望 3
3　財政運営の基本的な考え方 6
4　行政経営方針 8
5　SDGs の一体的な推進 11
6　施策体系 14
7　戦略的な取組 16
8　分野別計画 18
1　こども・子育て・教育 20
1-1 こども若者・子育て支援 22
1-2 学校教育の充実 26
2　健康・福祉 30
2-1 つながりで支える地域福祉 32
2-2 障がい者（児）福祉の充実 34
2-3 高齢者福祉・介護サービスの充実 36
2-4 健康づくりの推進 38
3　安全・安心 40
3-1 防災・減災対策の充実 42
3-2 消防・救急体制の充実 44
3-3 暮らしの安全の確保 48
4　産業 52
4-1 商工業の振興 54
4-2 観光の振興 56
4-3 農林水産業の振興 60
5　生涯学習・スポーツ・文化 62
5-1 生涯学習の推進 64
5-2 スポーツ・文化芸術の振興 66
5-3 歴史や伝統文化の継承 70
6　都市基盤 72
6-1 拠点性を高めるまちづくりの推進 74
6-2 地域公共交通ネットワークの構築 76
6-3 住環境の整備促進 78
6-4 道路ネットワークの構築 80
6-5 上下水道の整備 82
7　環境 84
7-1 自然と人が共生する社会の構築 86

7-2 快適な生活環境の構築 88
8 地域づくり・人権・多文化共生 90
8-1 地域づくりの推進 92
8-2 人権・男女共同参画の推進 96
8-3 多文化共生・国際交流の推進 98
9 行財政運営の推進 100
10 指標体系 102

前期基本計画

1 基本計画の概要

(1) 計画の目的

基本構想では、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」、まちの将来像を「安心に包まれ　ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち　つなぎ つながり ともに歩む」と定め、この実現に向けた４つの考え方と、８つの施策分野の目指す姿を位置づけるとともに、基本構想を着実に推進するため、「協働によるまちづくり」と「効率的かつ効果的な行政経営」の考え方を示しています。

基本計画では、基本構想の実現に向けて、各分野に施策方針を体系化し、それぞれに施策の目指す姿や取組、施策の進捗状況を確認する指標などを設定します。そして、毎年度、本計画を中心に行政経営の PDCA サイクルを確実に実行することで、実効性の高い施策展開を行います。

【まちづくりの基本理念】

市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり

【まちの将来像】

安心に包まれ　ワクワクが広がる
未来への挑戦を楽しむまち
つなぎ つながり ともに歩む

【計画の構成】

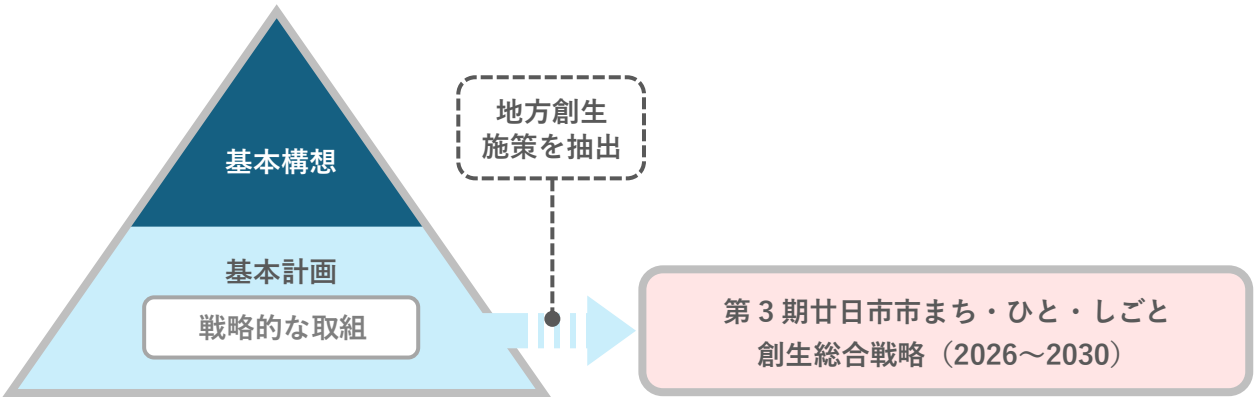

(2) 計画期間

総合計画の計画期間は 2026(令和８)年度から 2035(令和 17）年度までの 10 年間とし、前半の 5 年間を前期基本計画、後半の 5 年間を後期基本計画と位置づけます。

本計画は、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの前期基本計画です。

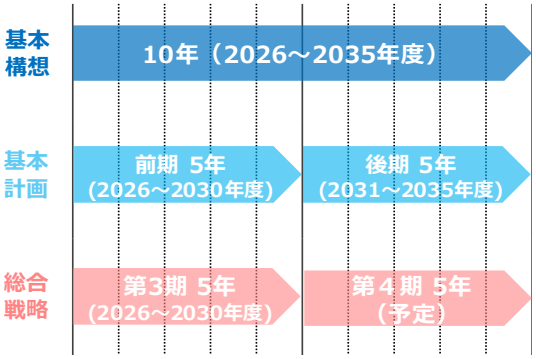

2 人口の将来展望

2023（令和５）年に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した最新の人口推計によると、本市の人口は今後も減少を続け、2045（令和 27）年には 10 万人を下回ると見込まれています。

人口減少が進行すると、労働力の減少に伴う経済・産業構造の変化、社会保障制度の維持、地域社会における担い手不足など、私たちの暮らしに様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

本市では、本計画に基づき、子育て支援の充実、安全・安心で快適に暮らせる地域づくり、更なる賑わいや魅力の創出など、現在の市民、そして、将来の市民が、いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思えるような施策を総合的に展開し、人口減少を緩やかにすることで、人口の将来展望を 2035（令和 17）年は約 11 万人、2050（令和 32）年は約 10 万人とします。

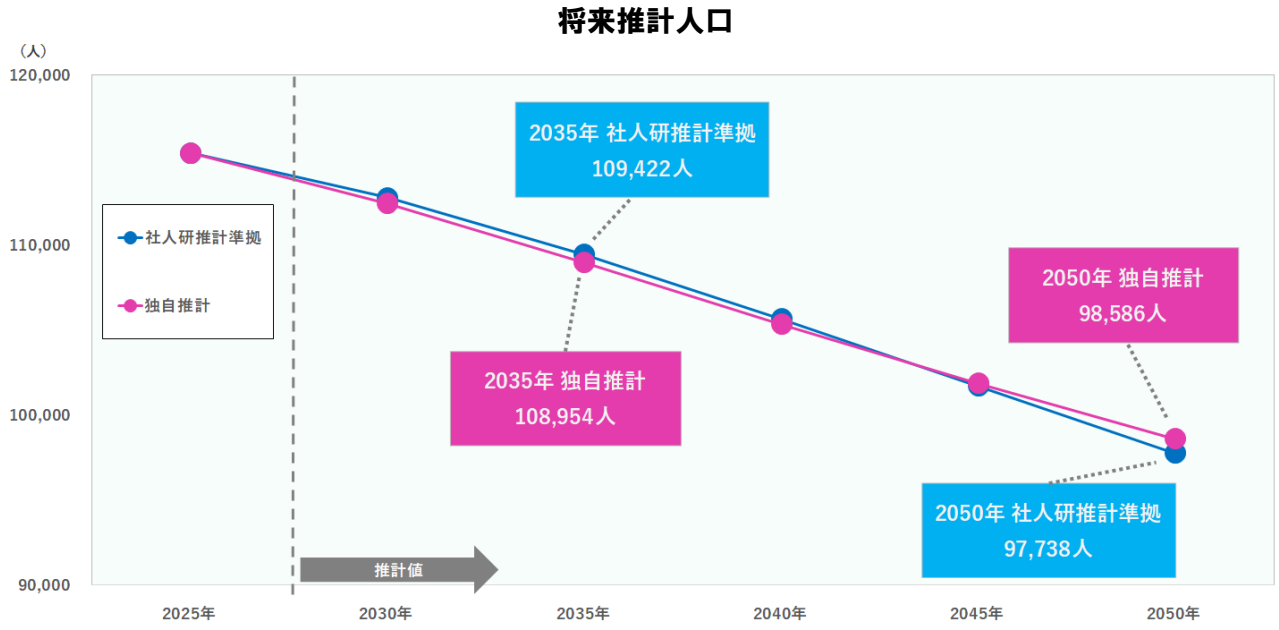

設定条件

推計	基準人口	出生率	移動率
社人研推計準拠	2025（令和７）年１月１日現在の住民基本台帳人口 115,423 人	2005(平成 17)～2020(令和 2)年における全国の子ども女性比に対する市町村別の子ども女性比の比を算出し、その傾向が 2025(令和 7)年まで続くと仮定して直線的に延長し、2025(令和 7)年～2050(令和 32)年までは一定として仮定	2005(平成 17)～2020(令和 2)年の間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が 2050(令和 32)年まで継続すると仮定
独自推計	同上	2050（令和 32）年に市民の希望出生率 1.91 に上昇	同上

※社人研推計準拠は、2025(令和 7)年１月１日現在の住民基本台帳人口を基準人口とし、出生率などの推計に必要な仮定値については、社人研が 2023(令和５)年に公表した「日本の地域別将来推計人口」の値を適用しています。

推計に用いた出生率

推計	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
社人研推計準拠	1.49163	1.53333	1.57439	1.57982	1.58255	1.59057
独自推計	1.36000	1.40000	1.52750	1.65500	1.78250	1.91000

希望出生率の算定式

希望出生率=（有配偶者割合×夫婦の予定子ども数+独身者割合×独身者のうち結婚を希望する者の割合×独身者の希望子ども数）×離死別等の影響

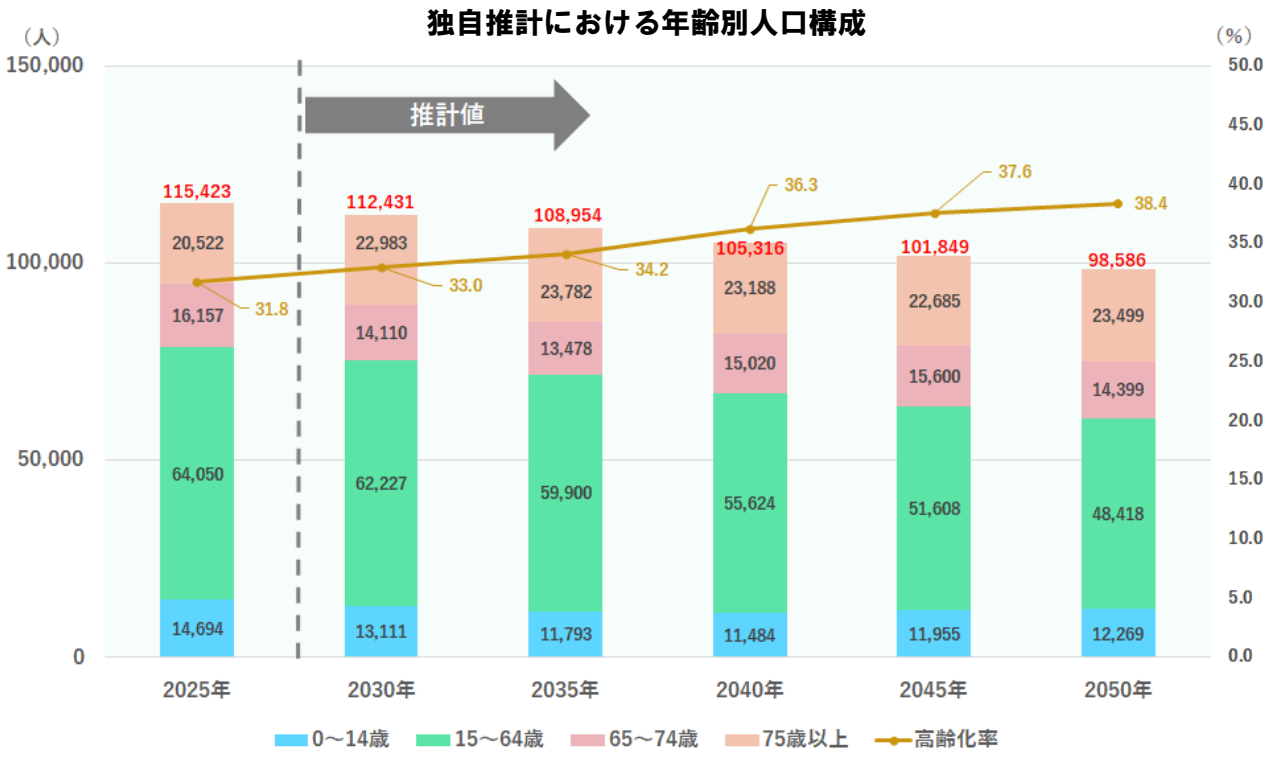

人口ピラミッドの比較

✓ 少子高齢化の影響により、65 歳以上の割合が高く、15 歳未満の割合が低い、「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。
✓ 団塊の世代である「75～79 歳」と、団塊ジュニア世代の「50～54 歳」が人口に占める割合が高くなっています。

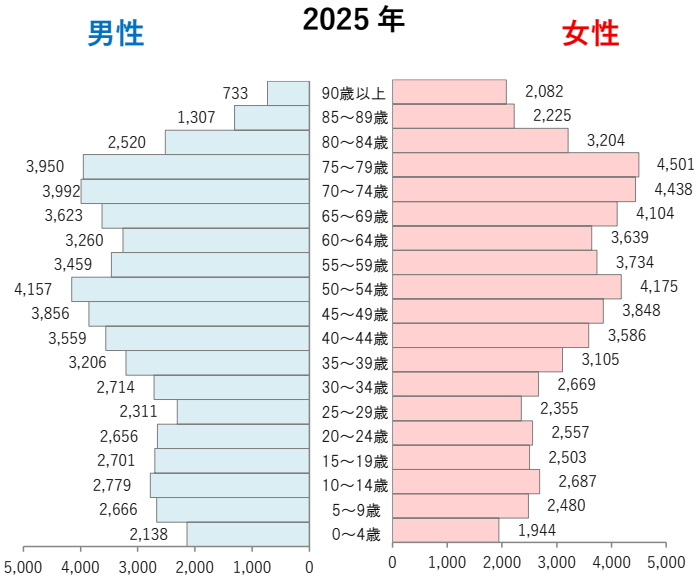

✓ 少子高齢化がさらに進行し、「0～14 歳」の人口割合は低くなります。
✓ 団塊ジュニア世代の「65～69 歳」の占める割合が最も高くなっています。

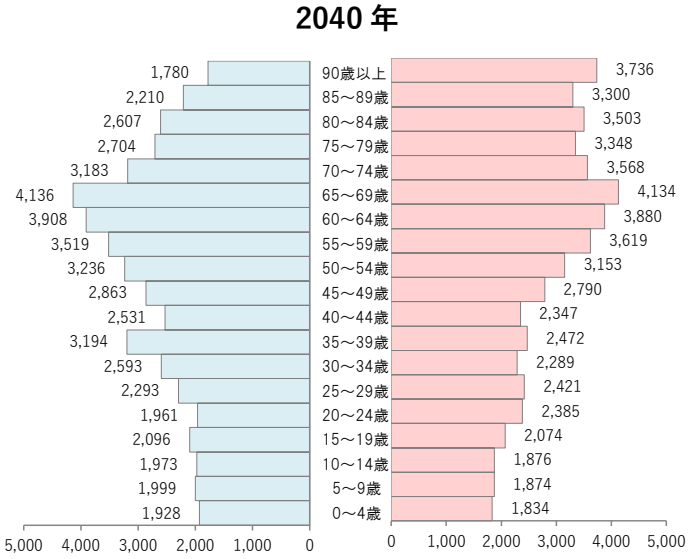

✓ 人口ピラミッドは、つぼ型の傾向が続く一方で、出生率の改善などにより「0～14 歳」の人口減少には歯止めがかかりつつあります。

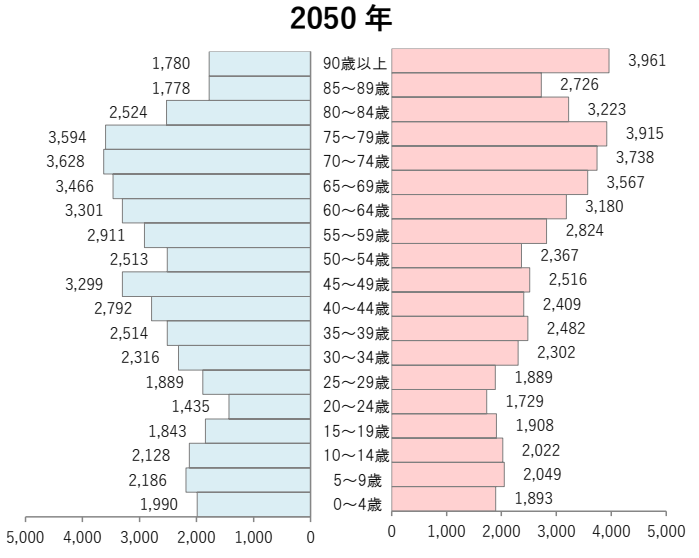

3 財政運営の基本的な考え方

次期「中期財政運営方針」の内容を記載します。
現在検討中のため、今後内容が変更となる可能性があります。

人口減少・少子高齢化の進展などにより、税収をはじめとする一般財源の大幅な増加が見込めない一方で、近年の不安定な国際情勢の影響による物価高騰、人手不足や働き方改革に伴う人件費の上昇、社会保障関係経費や公共施設の維持管理・更新などに伴う経常経費の恒常的な増加も見込まれ、今後の財政運営は非常に厳しい状況になると考えられます。

このような中、基本構想を実現するためには、中期財政運営方針に基づき、限られた財源を有効に活用し、施策の着実な実行と財政の健全性を両立させながら、持続可能な財政運営を行う必要があります。

(1) 財政運営上の課題等

本市の財政状況、収支見通しなどを踏まえると、今後の財政運営の「安定性」と「継続性」の面において、次のような課題が考えられます。

〇生産年齢人口の減少などに伴い、大幅な増加が見込めない歳入環境
〇人件費や扶助費など義務的経費の増加
〇公共施設の維持管理・長寿命化・更新に伴う経費の増加
〇新たなインフラ整備に伴う投資的経費の増加

(2) 財政運営の基本的な方針

経済変動や新たな行政需要への対応、大規模災害などへの備え、将来世代への過度な負担の回避に向けて、次の３つの方針に基づき、施策の着実な実行を可能とする財政運営を行います。

① 財政運営上のリスクへの対応（備え）

社会経済情勢の変化による対応としての財源調整、災害や予期せぬ緊急事態に伴う支出など財政運営上のリスクに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、毎年度において収支の均衡を図り、財政調整基金の確保に努めます。

財政指標：財政調整基金残高

② 弾力性のある財政構造の確立

経常的な収入に対して、経常的な経費（人件費、扶助費、公債費）などの固定的な経費の割合が高まると、財政構造の弾力性が低下し、社会経済情勢の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、安定的な財源の確保へ向けた取組を進めるとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の確立に努めます。

財政指標：経常収支比率

③　将来世代に過度な負担を残さない健全な財政運営

市債は、年度間の調整や世代間負担の公平性を確保する役割を持つため、普通建設事業の財源として効果的に活用しつつも、残高や公債費の推移を踏まえ、地方交付税措置率の低い市債の借入抑制や事業費の平準化などにより、適正な市債管理に努めます。

財政指標：市債残高（事業債）

(3) 財政指標の目標値

各方針の達成状況を分析・検証するための目安として、財政指標の目標値を設定します。

区分	財政指標	目標値 (2030(令和 12)年度末)	基準値 (2024(令和 6)年度末)
財政運営上のリスクへの対応（備え）	財政調整基金残高	(検討中)	
弾力性のある財政構造の確立	経常収支比率		
将来負担の抑制	市債残高（事業債）		

【目標値設定の考え方】

(検討中)

4 行政経営方針

次期「行政経営改革指針」の内容を記載します。
現在検討中のため、今後内容が変更となる可能性があります。

本市を取り巻く環境が刻々と変化する中、本計画に基づく施策を着実に推進し、成果を上げるためには、「行政経営改革指針」の徹底を図り、効率的・効果的な行政経営を推進していく必要があります。

(1) 行政経営の考え方

地方自治体における行政経営は、市の将来像を実現するため、総合計画に基づいて施策を推進し、市民や議会による評価を政策に反映させる「ＰＤＳマネジメントサイクル」と、これら施策の推進に当たり実行される事業の評価、改善につなげる「ＰＤＣＡマネジメントサイクル」で成り立っています。

本市では、平成２２年度から事務事業単体の評価制度を導入し、事業シートを活用した評価により、事務事業の改善の取組を行ってきました。その後、平成２８年度の人事評価制度導入により、組織目標宣言に基づく組織目標管理と、事業シートによる実施計画レベルのミクロ的な推進を図るマネジメントサイクルが整備され、全体最適を目標とした行政経営システムを構築しています。

令和３年度からは、第６次総合計画後期基本計画のスタートに合わせて、これまでのシステムをさらに進化させた、施策評価と事務事業評価で構成される新たな行政評価制度を導入しました。

この制度は、行政活動の最小単位である事務事業を総合計画に掲げる施策に対する貢献度や優先度などによって評価し、その結果をもとに、施策方針の単位で施策評価を行い、次年度のまちづくりの方向性を議論し、予算編成へとつなげていくというものです。

２つのマネジメントサイクルを機能的、有機的に機能させることで、より効率的・効果的な行政経営を進めていきます。

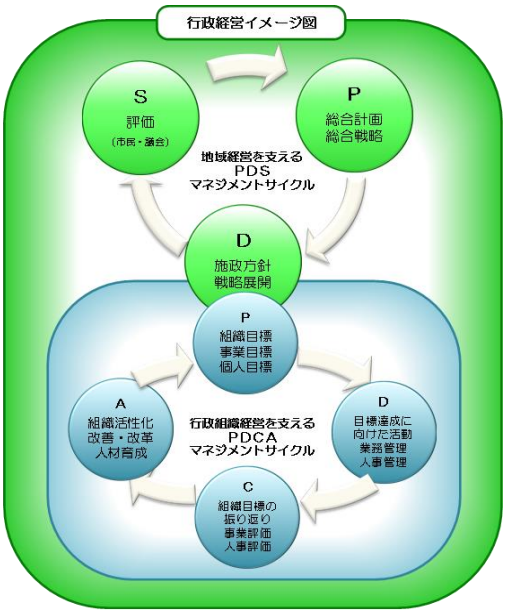

(2) 行政経営の「共通理念」と「あるべき姿」

廿日市市の行政経営は、すべて市民のために行うものです。

「すべては市民のために」を本市の行政経営の共通の理念とし、この理念のもと、市の行政経営のあるべき姿として次の５つを掲げます。

これら５つのキーワードを「行政経営のあるべき姿」として位置づけ、改革に取り組んでいきます。

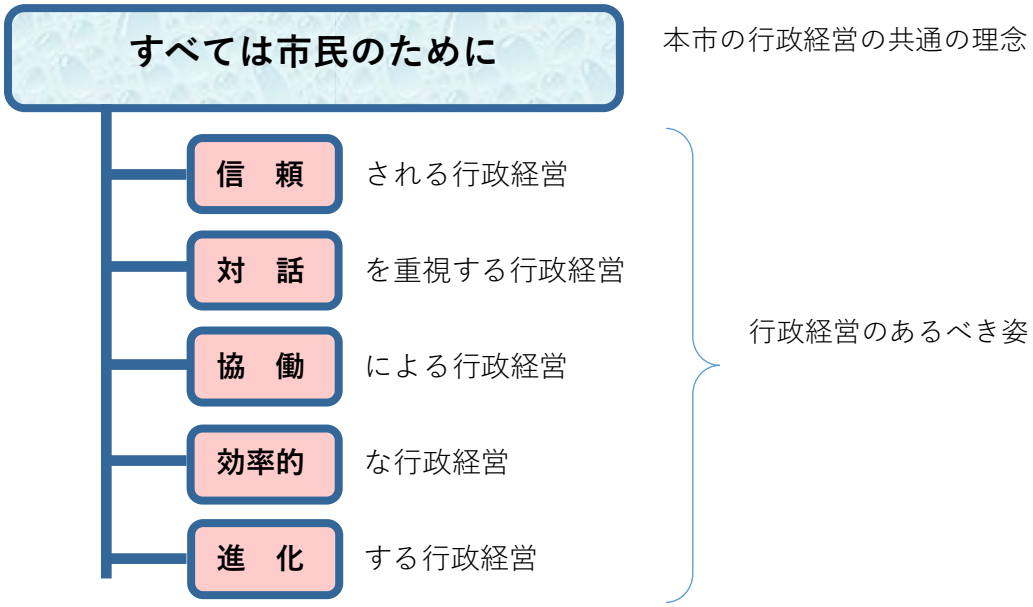

信　頼 される行政経営

市政の透明性を図り、市民と行政の信頼関係を築きます。

対　話 を重視する行政経営

対話によって情報共有を図り、市民意見を反映させます。

協　働 による行政経営

多様な主体と連携して、課題解決を図ります。

効率的 な行政経営

限られた資源を最大限に活用して行政経営を行います。

進　化 する行政経営

現状に満足せず、常に新しい視点や考え方を取り入れて仕事を進めます。

(3) 職員が大切にする視点

地方自治法第２条第 14 項に規定する「最少の経費で最大の効果」を実現し、市民満足度の最大化を目指すため、職員は次の３つの視点を念頭に業務を遂行します。本市が抱える課題にスピーディに対応し、市民満足度の高いサービスを持続的に提供するためには、これまでと同様に継続していくものと、やり方等を見直し、変えていくものを見極めたうえで、思い切って舵を切ることも必要です。

市役所を取り巻くさまざまな事象や環境の変化に常にアンテナを張りながら、これらの３つの視点を大切にして最高のパフォーマンスを発揮します。

①　現場起点　～すべての改革・改善は現場から～

現場の第一線で働く職員は、市民のニーズや現場の課題をいち早く把握することができます。市民と常に向き合い、生の声を聞くことができるという強み（情報収集力）と現場の職員の発信力は、改革・改善の大きな力です。現場の情報を起点に、物事をきちんと把握し、必要な課題を抽出し、それを改善していくプロセスを大切にします。

また、プロセスの積み重ねをノウハウへと転換し、組織力、職員力の向上を図ります。

②　全体最適　～森から木を見よう～

各部門がそれぞれに最適を目指すこと（部分最適）は重要なことです。しかし、組織全体で成果を挙げようとするときには、全体的に効率的であるか、品質にばらつきがないか、向かうべき方向（ベクトル）が部門ごとで異なっていないかなど、組織全体で整合を図る必要があります。

時代に即しているか、顧客のニーズを捉えているかなど、外部環境の変化に目を向け、全体最適の視点で経営資源（人、物、財源、情報、時間、文化）を配分し、事業の選択と集中を図ります。

③　成果重視　～よい成果は、よいプロセスから～

総合計画に掲げた将来像を実現するためには、まずは目標を明確にし、組織全体で共有すること、そして成功までの道筋（プロセス）を描くことが必要です。

PDCA マネジメントサイクルを着実に回して、事業の進捗状況を定期的に確認し、問題点の洗い出しと改善を図りながら、成果の達成へとつなげます。

5 SDGs の一体的な推進

SDGs の概要と本市のまちづくりとの関係性

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された、2030（令和 12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGs は、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を理念としています。この理念は、本市の基本理念である「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」と深くつながっています。

そのため、本市では、本計画と SDGs の国際目標を一体的に推進することで、「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」を着実に進めていきます。

SDGs のゴールと施策推進の考え方

SDGs の国際目標は 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。本計画では、各施策方針に SDGs の 17 のゴールを関連付け、本市の施策と SDGs を一体的に推進します。

なお、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG(United Cities and Local Governments)は、SDGs のゴールに対する地方自治体の役割を以下のとおり整理しています。

目 標	自治体行政の果たし得る役割
目標 1 貧困をなくそう	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 6-3
目標 2 飢餓をゼロに	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 4-3
目標 3 すべての人に健康と福祉を	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 1-1 / 2-1 / 2-2 / 2-3 / 2-4 / 5-2
目標 4 質の高い教育をみんなに	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 1-1 / 1-2 / 5-1 / 5-2

目 標	自治体行政の果たし得る役割
 目標５ ジェンダー平等を実現しよう	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 8-2
 目標６ 安全な水とトイレを世界中に	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 6-5 / 7-2
 目標７ エネルギーをみんなにそしてクリーンに	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 7-1
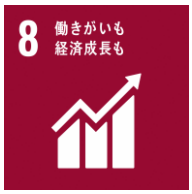 目標８ 働きがいも経済成長も	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 1-1 / 4-1 / 4-2 / 8-2
 目標９ 産業と技術革新の基盤をつくろう	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 4-1
 目標 10 人や国の不平等をなくそう	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 2-2 / 8-2 / 8-3
 目標 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 2-4 / 3-1 / 3-2 / 4-2 / 5-3 / 6-1 / 6-2 / 6-3 / 6-4 / 6-5

目 標	自治体行政の果たし得る役割
 目標 12 つくる責任つかう責任	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 7-2
 目標 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 7-1
 目標 14 海の豊かさを守ろう	海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 4-3 / 7-2
 目標 15 陸の豊かさも守ろう	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 4-3 / 6-1
 目標 16 平和と公正をすべての人に	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 3-3
 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。 **【前期基本計画で対応する施策方針】** 1-2 / 2-1 / 2-2 / 2-3 / 3-1 / 3-2 / 3-3 / 5-1 / 5-2 / 5-3 / 6-2 / 8-1 / 8-3

出典：私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－
（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

6 施策体系

基本理念
将来像
将来像実現に向け、大切にする考え方
各分野の 2035(令和 17)年度に目指す姿
市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり
安心に包まれ ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち
つなぎ つながり ともに歩む
社会変化に対応した持続可能なまちづくり
安全・安心な暮らしの確保
多様性と包摂性のある地域社会の実現
多様な主体によるまちづくり
1 こども・子育て・教育
・みんなで子育てを支え、こどもの成長に喜びを感じられるまち
・こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち
2 健康・福祉
つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち
3 安全・安心
誰もが安全に、安心して過ごせるまち
4 産業
「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち
5 生涯学習・スポーツ・文化
・生涯にわたって自分らしく心豊かに暮らせるまち
・歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち
6 都市基盤
安全・安心で快適に暮らせる都市機能が充実しているまち
7 環境
自然と社会が共生できるまち
8 地域づくり・人権・多文化共生
・誰もが学び、つながり、活躍することで、地域らしさをともに守り創れるまち
・誰もが他者との違いを認め合い、安心して暮らせるまち

施策方針

1-1 こども若者・子育て支援
1-2 学校教育の充実

2-1 つながりで支える地域福祉
2-2 障がい者（児）福祉の充実
2-3 高齢者福祉・介護サービスの充実
2-4 健康づくりの推進

3-1 防災・減災対策の充実
3-2 消防・救急体制の充実
3-3 暮らしの安全の確保

4-1 商工業の振興
4-2 観光の振興
4-3 農林水産業の振興

5-1 生涯学習の推進
5-2 スポーツ・文化芸術の振興
5-3 歴史や伝統文化の継承

6-1 拠点性を高めるまちづくりの推進
6-2 地域公共交通ネットワークの構築
6-3 住環境の整備促進
6-4 道路ネットワークの構築
6-5 上下水道の整備

7-1 自然と人が共生する社会の構築
7-2 快適な生活環境の構築

8-1 地域づくりの推進
8-2 人権・男女共同参画の推進
8-3 多文化共生・国際交流の推進

行財政運営の取組

7 戦略的な取組

基本構想の実現に向けて、未来を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、限られた経営資源を重点的かつ優先的に配分する施策・事業を「戦略的な取組」として位置づけます。

戦略的な取組の考え方

本市では、2023（令和５）年度から、「持続可能なまちづくり」を進めるための施策・事業を「戦略的な取組」と位置づけ、取り組んできました。

今後も、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を受け止めつつ、将来にわたって本市の活力を維持し、地域のさらなる発展に向けた好循環を生み出すため、持続可能性を重視した取組を「戦略的な取組」と位置づけ、経営資源を重点的かつ優先的に配分します。

「戦略的な取組」は、将来像である「安心に包まれ ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち つなぎ つながり ともに歩む」を実現するため、「未来を見据えた都市構造の再構築」、「未来をつくる人への投資」、「地域資源の未来への継承」の３つを柱とし、毎年度、社会情勢や国の動向、施策評価、財政状況など、市の現状を踏まえ、具体的な取組を示します。

これらの取組を通じて、「選ばれるまち」、「暮らし続けたいまち」としての魅力をさらに高めていきます。

なお、既に「戦略的な取組」として着手し、現在進行中の大型ハード事業である「シビックコア地区整備事業」、「新機能都市開発事業」、「未来物流産業団地造成事業、（仮称）郡塚地区産業用地造成事業」については、本計画においても引き続き取り組んでいきます。

今後も、これらの事業の進捗状況や成果を検証しながら、他の関連施策との連携を図り、計画的かつ総合的にまちづくりを進めていきます。

シビックコア地区整備事業

イメージパース

※場所や建物等を特定するものではありません。

本事業は、広域行政機能や広域商圏を持つ商業機能などの高次な機能をはじめ、主要な都市機能が集積する市役所周辺のシビックコア地区において、広島都市圏西部の広域拠点にふさわしい、更なる賑わいと魅力ある都市拠点の形成を目的としています。

主に国道２号以南地区において、新たな土地基盤の整備に併せ、公共施設の集約・再編を進めるとともに、官民連携による土地の高度利用や住工混在の解消に向けて取り組みます。

（主な施策方針）

６－１　拠点性を高めるまちづくりの推進

新機能都市開発事業

※本事業完成後をイメージしたものです。
今後の事業計画により変更となる場合があります。

【造成宅地面積】新機能都市開発事業
観光・交流施設用地：約１５ha
工業施設用地：約１５ha
多目的用地：約　２ha

本事業は、市内企業の移転立地、市外企業の新規立地に伴う設備投資、経営規模拡大などによる雇用の維持・拡大や、観光・交流施設の立地を誘導することで、波及効果をもたらす新たな財源の確保とともに、本市の将来を見据えた新たな活力の創出を目的としています。

なお、造成事業については、地権者で組織された「平良丘陵開発土地区画整理組合」が事業主体となり、本市と協働してまちづくりを推進しています。

工事スケジュール（予定）

	R7	R8	R9	R10	R11
新機能都市開発	造成工事		建築工事		Aエリア開業

Aエリア＝観光・交流施設用地

スケジュール差し替え予定

（主な施策方針）
４－１　商工業の振興　　４－２　観光の振興

未来物流産業団地造成事業、（仮称）郡塚地区産業用地造成事業

【造成宅地面積】
未来物流産業団地造成事業：約９.６ha
(仮称)郡塚地区産業用地造成事業：約１ha

本事業は、本市の課題となっている既成市街地における住工混在の解消による都市の再構築、市内外企業の留置・誘致による新たな財源の確保、雇用の創出による人口流出の抑制などを目的としています。

また、二次的な効果として、既成市街地における企業の移転により生じる跡地の適切な土地利用が行われることにより、市街地の健全な発展に寄与する事業として取組を進めています。

工事スケジュール（予定）未来物流産業団地造成事業

	R7	R8	R9	R10	R11
未来物流産業団地	開発許可申請	造成工事		土地引渡	

スケジュール差し替え予定

（主な施策方針）
４－１　商工業の振興

8 分野別計画

分野別計画の見方

施策方針/関連 SDG s /施策の目指す姿
　施策方針と関連する SDGs を示しています。また、前期基本計画の 5 年間において、その施策方針が目指す姿と対応する基本事業を示しています。

2035（令和 17）年度に目指す姿
　その分野における 2035（令和 17）年度に目指す姿と状態を示しています。

2 健康・福祉

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

2-1 つながりで支える地域福祉

■関連 SDG s

施策の目指す姿	●多様な生き方や価値観を尊重しながら、人と人とがつながる幸せを感じられる地域をつくる。	［基本事業〔1〕〔2〕］

〔1〕必要な支援にアクセスできる仕組みの構築

■主な課題	■主な取組
① 人とのつながりが希薄化し、孤独・孤立状態に陥りやすいため、地域のつながりを促進する必要があります。	① 生活支援コーディネーター（通称、ＳＣ）やひきこもり支援ステーション（通称、はつステ）と連携しながら継続的な小地域での見守り活動を推進し、孤独・孤立状態の予防に努めます。
② 困難な状況にありながら支援を求めない人や相談に来ることができない人がいるため、アウトリーチ支援の充実や支援が行き届きやすい仕組みづくりが必要です。	② 専門職や関係機関、地域とのつながりを活かして連携し、潜在的な支援ニーズを抱えた人を発見・支援します。
③ 市の取組や相談窓口の認知度が低く、必要な支援につながりにくいため、情報発信の強化や支援制度の周知が必要です。	③ 社会資源情報を検索できる「はつかいちつながるネット」（通称、はつネット）」の周知や活用促進に努めます。

〔2〕地域のつながりと相談支援を一体的に進める仕組みの構築

■主な課題	■主な取組
① 地域の担い手不足が一層深刻化すると予測されるため、担い手の育成や確保が必要です。	① 介護予防・生活支援員、市民後見人、健康づくり応援団等の地域の担い手の養成・育成を、福祉以外の分野とも連携しながら取り組みます。
② 多様な地域資源を活用するため、福祉以外の分野との連携を強化する必要があります。	② 多機関と連携・協働するための会議（相談支援ネットワーク会議）を開催し、地域課題の解決に向けて分野横断的に取組みます。
③ 相談支援機関が連携して支援を進めるため、情報共有の仕組みを構築する必要があります。	③ チームとして支援にあたることができるよう情報共有や役割分担などを目的とした会議（支援会議、重層的支援会議）を実施します。
④ こども、障がい、高齢等の複雑な課題を抱える家庭への、分野を超えた切れ目のない相談体制の充実が必要とされています。	④ 相談まるごとサポートデスク、地区担当保健師等が分野に関わらず相談を受け止め、必要な相談支援機関や関係部署へつなぐ「支援の入り口」としての役割を担います。
⑤ 生活困窮者が地域で自立し、安定した生活を送るために、支援体制を整備する必要があります。	⑤ 生活困窮者の支援窓口である「はつかいち生活支援センター」を中心に、暮らしの支援、就労促進・支援、社会参加するきっかけづくりに取り組みます。
⑥ 貧困家庭に育ったこどもが大人になってもその境遇から抜け出せず、貧困が連鎖する状況を防ぐ必要があります。	⑥ 貧困家庭のこどもに対して、個々の状況に応じた学習支援や生活支援に取り組みます。

32

基本事業
　施策方針の中で実施する基本事業の内容について「主な課題」と、それに対応する「主な取組」を示しています。

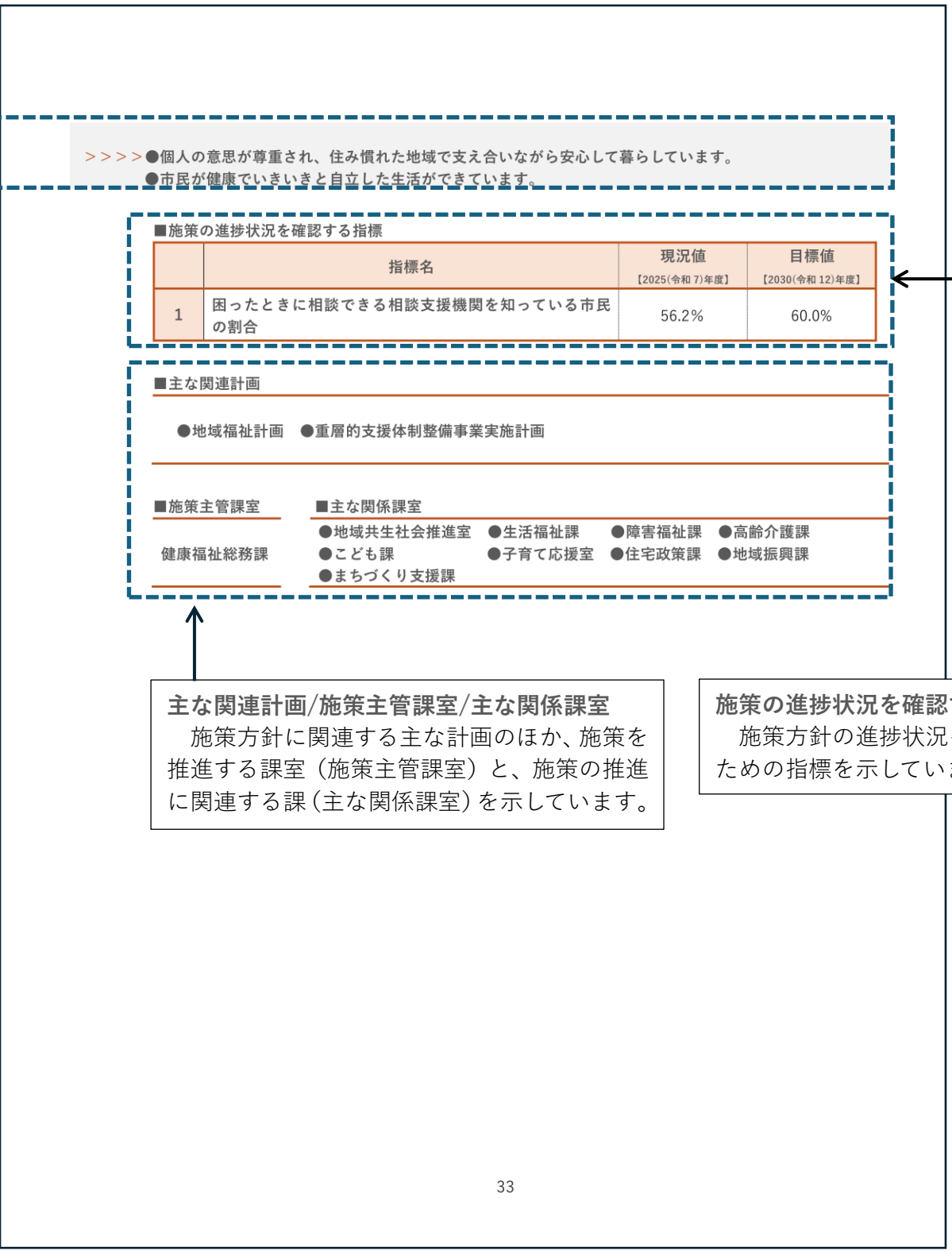

主な関連計画/施策主管課室/主な関係課室
　施策方針に関連する主な計画のほか、施策を推進する課室（施策主管課室）と、施策の推進に関連する課（主な関係課室）を示しています。

施策の進捗状況を確認する指標
　施策方針の進捗状況を確認・把握するための指標を示しています。

1　こども・子育て・教育

2035（令和 17）年度に目指す姿

みんなで子育てを支え、こどもの成長に喜びを感じられるまち

- こども・若者が幸せに育っています。
- 保護者が子育てに伴う喜びを感じています。

こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち

- こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

施策方針 1 - 1	こども若者・子育て支援

施策方針 1 - 2	学校教育の充実

基本事業〔1〕	安全・安心で質の高い保育環境やこどもの居場所づくり
基本事業〔2〕	子育てへの不安や悩み、保育ニーズに対応した支援
基本事業〔3〕	まち全体で子育てを支援する意識の醸成
基本事業〔4〕	こども・若者が希望を持って将来を描くための支援
基本事業〔1〕	質の高い学校教育の推進
基本事業〔2〕	地域とともにある学校づくり
基本事業〔3〕	安全・安心な学校教育環境の充実

1　こども・子育て・教育

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●みんなで子育てを支え、こどもの成長に喜びを感じられるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち＞＞＞＞＞＞

■施策方針

1-1 こども若者・子育て支援

■関連 SDG s

施策の目指す姿	●こどもが育ちに応じた環境で安心して楽しく過ごしている。	［基本事業〔1〕］
	●保護者が安心して子育てができている。	［基本事業〔2〕］
	●地域社会や事業者が子育てに協力している。	［基本事業〔3〕］
	●若者が自分の将来について明るい希望がある。	［基本事業〔4〕］

〔1〕安全・安心で質の高い保育環境やこどもの居場所づくり

■主な課題

① 安全・安心な保育環境を整備するため、計画的な修繕、改修による保育施設の機能維持が必要です。

② ICT 技術の活用や幼保小の連携強化などにより、持続可能で質の高い教育・保育サービスの提供が必要です。

③ 保育士の能力向上のため、専門性を高める研修や公立園・私立園の連携による横断的な研修実施が必要です。

④ 良質な生育環境を整え、未就園児の育ちを応援する必要があります。

⑤ 留守家庭児童会の入会希望者増加や多様なニーズに対応するため、受け皿の確保などが必要です。

⑥ 多様なこどもの居場所や遊び場の確保、体験活動の充実が必要です。

■主な取組

① 公立保育園の計画的な修繕、改修を実施するとともに、私立保育園の計画的な改修・整備を支援します。

② 保育園での ICT の利活用を進めていきます。幼保小が連携して本市の架け橋カリキュラムを策定します。

③ 市全体の保育指針を踏まえた保育者の目指すべき姿を策定するとともに、公私連携の研修を実施し、保育者の専門性を高めていきます。

④ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に向け、保育園等の環境を整えます。

⑤ 小学校の余裕教室の活用や特色のあるサービスを提供できる民間留守家庭児童会の設置を推進し、定員拡大及び質の向上を図ります。

⑥ 市民センター等を活用した親子やこどもが集える場づくりを通して、こどもの居場所の充実を図ります。また、地域の団体等が行う活動を支援し、こどもたちが様々な体験活動や仲間と交流する機会の充実を図ります。

＞＞＞＞●こども・若者が幸せに育っています。●保護者が子育てに伴う喜びを感じています。
＞＞＞＞●こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

〔2〕子育てへの不安や悩み、保育ニーズに対応した支援

■主な課題	■主な取組
① 子育ての経済的負担軽減を図り、子育て世帯が理想のこどもの数を持てる環境づくりが必要です。	① 保育料の負担軽減、こども医療費助成、不妊治療費助成などを引き続き実施します。
② 妊娠期から子育て期において、相談する人がおらず、孤立している保護者への支援が必要です。	② 保健師や助産師、家庭児童相談員等の面談、家庭訪問のほか、子育て支援センターの運営等により、保護者の不安に寄り添う体制を強化します。
③ こどもの発達や個々の特性、家庭環境に合わせたきめ細やかな支援が必要です。	③ こどもの発達や個々の特性にあった保育が実施できるよう専門性の高い保育者を育成し、医療的ケア児の受入れ環境の整備を進めるとともに、相談機会の充実等を図ります。
④ 保育士の配置基準の見直しや年度途中の待機児童に対応するため、保育に関わる人材の確保が必要です。	④ 復職希望者を対象とした研修やマッチング支援、働く環境の改善を含めた処遇改善の実施により、保育士確保を図ります。

〔3〕まち全体で子育てを支援する意識の醸成

■主な課題	■主な取組
① 家庭内でパートナー同士が協力しあって家事・育児に取り組む『共育て』の意識を醸成する必要があります。	① 産前産後サポートセンター等で男性も参加しやすい相談支援の場や講座を実施するとともに、『共育て』の意識が向上するセミナー等の啓発事業を行います。
② 共育てを地域住民、職場など地域全体で応援する環境が必要です。	② はつかいち子育て応援宣言企業を増やし、事業者を含めた地域全体で子育て世代を応援する気運を高めます。

〔4〕こども・若者が希望を持って将来を描くための支援

■主な課題	■主な取組
① 若者が子育てや就労等に関してポジティブなイメージを抱き、将来の展望を描けるよう総合的な支援を行う必要があります。	① 市内産業経済団体等と連携し、若者を対象に、市内事業者の紹介・マッチングを行います。また、市内の子育て家庭の紹介や出産・子育てに係るサービス等を一元的にまとめた情報発信を行うほか、将来の社会の創り手となる人達が、希望に沿って安心して修学できる環境を整えるため、奨学金の貸付けを行います。
② こどもや若者に関わる施策（こども施策）について、こどもや若者の意見を聞く手段を講じ、施策を進める必要があります。	② こども施策を進めるうえでは、アンケート、対面のインタビュー、子ども議会など、こども自身から何らかの手段で声を聞き、状況に応じ、施策に活かしていきます。
③ 廿日市市に住み続けたい、将来戻ってきたいと思う若者を増やすため、若い世代が地域の多様な大人と接し、まちづくりに参画することが必要です。	③ 若者が新たなことに挑戦したり、自ら企画・運営する機会を設け、地域社会の一員としての主体性を育みます。また、小学校から行うふるさと学習等を通じ、地域への愛着やシビックプライドの醸成を図ります。

1　こども・子育て・教育

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●みんなで子育てを支え、こどもの成長に喜びを感じられるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち＞＞＞＞＞＞

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	「自分のこども（未就学児）が、普段の生活や保育園等で、楽しく過ごしている」と回答した保護者の割合	94.6%	100.0%
2	「安心できる場所が 1 つ以上ある」と回答したこども（小・中学生）の割合	（9 月上旬）	現況値を踏まえ設定
3	「子育てしやすいまちである」と感じている 18 歳以下のこどもを持つ市民の割合	73.9%	85.0%
4	「子育てと仕事を両立できている」と感じている 18 歳以下のこどもを持つ市民の割合	59.4%	70.0%
5	自分の将来について明るい希望を持っている市民（18 歳～29 歳）の割合	62.4%	75.0%

■主な関連計画

●こども計画　●第 3 期子ども・子育て支援事業計画　●第 4 期教育振興基本計画

■施策主管課室

こども課

■主な関係課室

●子育て応援室　●生涯学習課　●まちづくり支援課　●産業振興課
●人権・市民生活課　●プロモーション戦略課　●教育総務課

＞＞＞＞●こども・若者が幸せに育っています。●保護者が子育てに伴う喜びを感じています。
＞＞＞＞●こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●みんなで子育てを支え、こどもの成長に喜びを感じられるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち＞＞＞＞＞＞

■施策方針

1-2 学校教育の充実

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●児童生徒の生きる力を育むことができている。	[基本事業〔1〕〔2〕]
	●児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができている。	[基本事業〔3〕]

〔1〕質の高い学校教育の推進

■主な課題	■主な取組
① 児童生徒が社会に出てからも学校で学んだことを生かし、生涯にわたって学び続けることができる力を身に付けさせる必要があります。	① ICT を基盤とした学習環境を活用するなどして、一人ひとりの理解のペースや得意な学び方に合わせながら、友だちと一緒に考え、話し合い、学びを深め合うような「子どもが主役の授業」を目指します。また、読書活動推進員や図書委員会を中心として、各校の実態に応じた取組による読書活動の充実を図り、児童生徒の考える力や豊かな感性を養います。 ・ 適切な就学指導を行うことにより、児童生徒にとって最もよい学びの場を提供します。
② 児童生徒がデジタル技術を用いて主体的に社会に関わることができる力を身に付けさせる必要があります。	② 児童生徒が情報社会の一員として適切に行動できるよう、インターネットやデジタル機器を正しく、安全に使うための教育を推進します。
③ グローバル化が一層進む社会において、異なる文化をもつ人たちと積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲をさらに向上させる必要があります。	③ 台湾基隆市との国際交流をはじめ、さまざまな国や地域との交流の機会を設けるとともに、外国語指導助手（ALT）の積極的な活用により、実際の英語によるコミュニケーションの機会を充実させます。また、英語でのやりとりを体験する機会を増やすことで、こどもたちが自分の考えや思いを伝え合うことへの意欲を高めます。
④ 教職員の働き方改革を進め、児童生徒と向き合う時間を十分に確保する必要があります。	④ 校務の DX 化等の業務の効率化を推進し、教職員の負担軽減を図ります。あわせて、教職員同士が支え合い、協力しながら、やりがいをもって働ける環境をつくり、授業や教育活動の質を高め、児童生徒の学びを充実させます。
⑤ 児童生徒数の変化によって、教育環境の改善が必要となった場合、学校規模の適正化に取り組む必要があります。	⑤ 児童生徒数の減少により、一定の集団規模の確保が出来ない学校については、保護者・地域住民などと一緒に対応策を検討し、教育環境を改善していきます。また、児童生徒数の増加によって教育環境の改善が必要となった場合、仮設校舎の建設や校舎の増築などを検討し、実施していきます。
⑥ 児童生徒の食に関する理解と判断力を養い、心身の健全な発達と望ましい食習慣の形成を図る必要があります。	⑥ 栄養豊かでおいしい給食を提供します。 ・ 給食や教科等、学校教育活動全体を通じた食育を推進します。 ・ 児童生徒の健康状態の改善等の推進に取り組みます。

＞＞＞＞●こども・若者が幸せに育っています。●保護者が子育てに伴う喜びを感じています。
＞＞＞＞●こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

〔2〕地域とともにある学校づくり

■主な課題	■主な取組
① 子どものよりよい成長を支えるため、学校と地域が連携・協働し地域全体で子どもを育てる体制の構築が必要です。	① 学校運営協議会と地域学校協働本部の活動を一体的に推進し、子どもたちの成長を支えていきます。 ・ 学校と地域が連携した「ふるさと学習」の取組を通じて、地域に愛着と誇りをもち廿日市市のよさを自分で語ることができる子どもを育んでいきます。
② 生徒の成長に資する学校部活動を持続するため、地域で活動を展開し、生徒がスポーツ・文化芸術に触れる機会を確保する必要があります。	② 学校と地域が連携の上、地域のさまざまな主体と協働し、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動を選択し、継続して活動できる環境を実現する体制づくりを進めます。

〔3〕安全・安心な学校教育環境の充実

■主な課題	■主な取組
① 児童生徒が安心して楽しく通うことができる魅力的な学校づくりとともに、複雑化、多様化するニーズに応じた支援や居場所づくりを進めるとともに、その居場所と児童生徒とのつながりを保障していく必要があります。	① 市の教育支援センターと、民間フリースクールとの連携を深め、不登校児童生徒がそれぞれの状況に応じた学びの場につながることができるよう校内外の居場所づくりを進めます。 ・ 児童生徒を取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、学校だけでは解決困難な様々な問題に組織的に対応するため、地域や警察、医療機関、福祉関係機関等との連携を進めます。 ・ 学校全体で安心・安全な学校風土の醸成することで、いじめ・不登校の未然防止を図るとともに、児童生徒間のトラブルやいじめ、不登校等への早期発見、早期対応の取組を推進します。
② 障がいのある児童生徒や外国籍の児童生徒をはじめ、多様な教育的ニーズのある児童生徒を尊重した学びの環境を整える必要があります。	② 障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援や指導体制の充実を図るとともに、教職員全体がどの児童生徒も安心して学べるようにするという視点をもって支援できる体制を整えます。 ・ 日本語指導が必要な児童生徒をはじめ、多様なニーズをもつ児童生徒一人ひとりの能力や可能性を伸ばすため、多様な学びの場の提供と支援の充実を図ります。 ・ 経済的な事情に関わらず学びが確保されるよう、支援します。
③ 学校施設については、安全・安心な教育環境を確保するため、校舎等の長寿命化計画を見直すなど、老朽化や不具合への速やかな対応に取り組む必要があります。	③ 長寿命化計画見直しに向けた学校施設の状況把握や現状の課題分析を実施し、改修等の整備水準や施設保全に向けた優先順位の検討を行うとともに、計画に基づいた老朽化対策を着実に実施し、学校施設の不具合に速やかに対応していきます。 ・ 屋内運動場への空調整備に向けた調査・検討（事前調査、設計・積算及び事業手法の比較検討）を行い、設置に向けて取り組みます。 ・ 学校を安定的に運営できるよう、各種機能の維持管理を行います。

1　こども・子育て・教育

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●みんなで子育てを支え、こどもの成長に喜びを感じられるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち＞＞＞＞＞＞

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	課題の解決に向けて自分で考え自分で取り組む児童生徒の割合	（８月上旬）	現況値を踏まえ設定
2	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	（８月上旬）	現況値を踏まえ設定
3	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	（８月上旬）	現況値を踏まえ設定

■主な関連計画

●第３期教育大綱　●第４期教育振興基本計画　●第３期子ども・子育て支援事業計画
●こども計画

■施策主管課室

学校教育課

■主な関係課室

●教育総務課　●生涯学習課

＞＞＞＞●こども・若者が幸せに育っています。●保護者が子育てに伴う喜びを感じています。
＞＞＞＞●こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

2　健康・福祉

2035（令和 17）年度に目指す姿

つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち

- 個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
- 市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

施策方針 2-1	つながりで支える地域福祉
施策方針 2-2	障がい者（児）福祉の充実
施策方針 2-3	高齢者福祉・介護サービスの充実
施策方針 2-4	健康づくりの推進

基本事業〔1〕	必要な支援にアクセスできる仕組みの構築
基本事業〔2〕	地域のつながりと相談支援を一体的に進める仕組みの構築
基本事業〔1〕	障がい者（児）福祉の充実や体制の整備
基本事業〔2〕	障がいのある人に対する知識・相互理解の醸成
基本事業〔1〕	地域包括ケアシステムの深化・推進、介護サービスの安定的な供給
基本事業〔2〕	介護予防・健康づくりの推進
基本事業〔3〕	認知症施策の推進
基本事業〔1〕	市民が取り組む健康づくりの支援
基本事業〔2〕	病気の予防・早期発見
基本事業〔3〕	安心して医療機関を受診できる環境づくり

2 健康・福祉

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

2-1 つながりで支える地域福祉

■関連 SDG s

施策の目指す姿	●多様な生き方や価値観を尊重しながら、人と人とがつながる幸せを感じられる地域をつくる。	［基本事業〔1〕〔2〕］

〔1〕必要な支援にアクセスできる仕組みの構築

■主な課題	■主な取組
① 人とのつながりが希薄化し、孤独・孤立状態に陥りやすいため、地域のつながりを促進する必要があります。	① 生活支援コーディネーター（通称、ＳＣ）やひきこもり支援ステーション（通称、はつステ）と連携しながら継続的な小地域での見守り活動を推進し、孤独・孤立状態の予防に努めます。
② 困難な状況にありながら支援を求めない人や相談に来ることができない人がいるため、アウトリーチ支援の充実や支援が行き届きやすい仕組みづくりが必要です。	② 専門職や関係機関、地域とのつながりを活かして連携し、潜在的な支援ニーズを抱えた人を発見・支援します。
③ 市の取組や相談窓口の認知度が低く、必要な支援につながりにくいため、情報発信の強化や支援制度の周知が必要です。	③ 社会資源情報を検索できる「はつかいちつながるネット」（通称、はつネット）」の周知や活用促進に努めます。

〔2〕地域のつながりと相談支援を一体的に進める仕組みの構築

■主な課題	■主な取組
① 地域の担い手不足が一層深刻化すると予測されるため、担い手の育成や確保が必要です。	① 介護予防・生活支援員、市民後見人、健康づくり応援団等の地域の担い手の養成・育成を、福祉以外の分野とも連携しながら取り組みます。
② 多様な地域資源を活用するため、福祉以外の分野との連携を強化する必要があります。	② 多機関と連携・協働するための会議（相談支援ネットワーク会議）を開催し、地域課題の解決に向けて分野横断的に取組みます。
③ 相談支援機関が連携して支援を進めるため、情報共有の仕組みを構築する必要があります。	③ チームとして支援にあたることができるよう情報共有や役割分担などを目的とした会議（支援会議、重層的支援会議）を実施します。
④ こども、障がい、高齢等の複雑な課題を抱える家庭への、分野を超えた切れ目のない相談体制の充実が必要とされています。	④ 相談まるごとサポートデスク、地区担当保健師等が分野に関わらず相談を受け止め、必要な相談支援機関や関係部署へつなぐ「支援の入り口」としての役割を担います。
⑤ 生活困窮者が地域で自立し、安定した生活を送るために、支援体制を整備する必要があります。	⑤ 生活困窮者の支援窓口である「はつかいち生活支援センター」を中心に、暮らしの支援、就労促進・支援、社会参加するきっかけづくりに取り組みます。
⑥ 貧困家庭に育った子どもが大人になってもその境遇から抜け出せず、貧困が連鎖する状況を防ぐ必要があります。	⑥ 貧困家庭のこどもに対して、個々の状況に応じた学習支援や生活支援に取り組みます。

＞＞＞＞●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合	56.2%	60.0%

■主な関連計画

●地域福祉計画　●重層的支援体制整備事業実施計画

■施策主管課室

健康福祉総務課

■主な関係課室

●地域共生社会推進室　●生活福祉課　●障害福祉課　●高齢介護課
●こども課　●子育て応援室　●住宅政策課　●地域振興課
●まちづくり支援課

2 健康・福祉

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

2-2 障がい者（児）福祉の充実

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●障がいのある人がそれぞれの状況に応じた障害福祉サービスを受けつつ、地域で自立して生活できている。	［基本事業〔1〕］
	●障がいのあるなしにかかわらず、お互いを尊重し合える市民意識が醸成されている。	［基本事業〔2〕］

〔1〕障がい者（児）福祉の充実や体制の整備

■主な課題	■主な取組
① 障がいのある人が必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの充実と周知を進める必要があります。	① 障がいのある人が適切な福祉サービスが利用できるよう、各種支援制度の充実を図ります。また、障がい福祉サービス便覧の配布や市ホームページへの掲載等により、福祉に関する情報提供に努めます。
② 地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制を整備する必要があります。	② 廿日市市重層的支援体制整備事業等において、障がい福祉分野以外の各関係機関や企業、地域組織等との連携を図り、地域全体で障がいのある人やその家庭全体を支える体制を整備します。
③ 障がいのある人やその家族が安心して生活できるよう、計画相談支援事業所などの関係機関が連携し、相談支援体制を強化する必要があります。	③ 障がい福祉相談センターきらりあを基幹相談支援センターとして、地域の相談支援拠点として相談支援事業所等との連携を深め、より一層の相談支援体制の強化を図ります。

〔2〕障がいのある人に対する知識・相互理解の醸成

■主な課題	■主な取組
① すべての人が互いに尊重し、共生できる差別のない社会を実現するため、障がいや障がいのある人に対する理解を深める啓発活動に取り組む必要があります。	① 市広報紙やホームページ等を通じて、「世界自閉症啓発デー」（４月２日）、「発達障害者啓発週間」（４月２日～８日）、「障害者雇用支援月間」（９月）、「障害者週間」（１２月３日～９日）、「人権週間」（１２月４日～１２月１０日）等の周知に努めます。 また、障害者差別解消法を踏まえ、障がい者差別解消支援地域協議会の定期的開催と障がいのある人への差別解消の啓発に努めるとともに、法制度に基づく取組を推進します。

＞＞＞＞●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	相談支援事業の利用者数	526 人 (R6 年度)	500 人
2	日常生活において差別や偏見、疎外感を感じたことがある障がいのある人の割合	41.1% (R6.3 末)	20.0%

■主な関連計画

●地域福祉計画　●障がい者計画　●障がい福祉計画・障がい児福祉計画

■施策主管課室	■主な関係課室
障害福祉課	―

2 健康・福祉

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

■施策方針

2-3 高齢者福祉・介護サービスの充実

■関連 SDG s

施策の目指す姿	●高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる。	［基本事業〔1〕〔2〕〔3〕］

〔1〕地域包括ケアシステムの深化・推進、介護サービスの安定的な供給

■主な課題	■主な取組
① 少子高齢化の進展、特に８５歳以上の高齢者の増加により、高齢者の単身世帯や認知症を発症する人などが増え、在宅生活を継続するための生活支援ニーズが多様化しています。そのため、医療と介護の連携強化、持続可能な介護サービス基盤の整備、インフォーマルサービスの活用など、包括的な支援体制を構築する必要があります。	① 既存の高齢、障がい、子育て家庭等の相談支援に係る重層的支援体制整備事業の取組を推進し、複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にあるケースに対応するための包括的な支援体制の構築をめざします。 ・ 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続した生活を送ることができるよう医療と介護、その他の関係者を支援し、連携を推進します。 ・ 地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、施設・サービス種別の変更等既存サービスのあり方も含めて検討し、地域の実情に応じた介護サービス基盤を計画的に確保します。

〔2〕介護予防・健康づくりの推進

■主な課題	■主な取組
① 要支援、要介護状態を予防し、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、市民の健康づくりや介護予防の取組の支援をより一層強化する必要があります。	① 健康寿命をできる限り延ばすため、生涯にわたる生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。 ・ 疾病・重症化予防のため、運動、口腔機能向上、栄養状態の改善等のフレイル対策等の事業を実施します。 ・ 市民や事業者等地域全体への自立支援、介護予防・重度化防止に関する啓発を行います。 ・ 仲間づくり、参加のきっかけづくりの支援や地域が実施している活動の情報提供等により、高齢者の社会参加の促進を図ります。 ・ 高齢者の技能や経験、地域活動や就労への意欲を地域経済や支え合いの担い手としてつなぐ取組を行います。

＞＞＞＞●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

〔3〕認知症施策の推進

■主な課題	■主な取組
① 認知症の人の増加が見込まれる中、認知症の人は、健康や生活面での不安から社会参加や外出、交流の機会が減少する傾向あるため、認知症への正しい知識を普及し、地域全体で支え合える環境を整備する必要があります。	① 認知症に関する相談が身近でできる体制や認知症に対する地域の理解を深める取組を行います。 ・ 認知症の人の視点を知ることで、より認知症の理解が深まり、安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。 ・ 認知症の人の早期発見・早期対応が行えるよう地域の関係者とも連携を図ります。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	高齢になっても安心して自宅生活を継続できる地域への評価	58.6%	70.0%

■主な関連計画

●廿日市市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画　　●認知症施策推進計画

■施策主管課室

高齢介護課

■主な関係課室

●地域共生社会推進室

2 健康・福祉

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

2-4 健康づくりの推進

■関連 SDG s

施策の目指す姿	●市民が健やかでいきいきと生活できる。	［基本事業〔1〕〔2〕〔3〕］

〔1〕市民が取り組む健康づくりの支援

■主な課題	■主な取組
① 健康寿命の延伸のため、生活習慣病予防と健康づくりのための食育の推進、運動習慣を身につける取組と環境づくり、睡眠・休養・こころの健康づくり、禁煙や受動喫煙防止に向けた取組、ライフステージに応じた口腔の健康づくりが必要です。	① 生涯を通じて市民自らが健康管理を行えるよう、栄養バランスの良い食生活や減塩、適正体重を維持するための啓発、ウオーキングやライフステージに応じた運動とその環境づくり、睡眠・休養・心の健康に関する啓発や気づき見守りつなげる体制の推進、歯・口腔の健康づくりの啓発や定期的な歯科健診受診の促進などを行います。
② 後期高齢者が増加しているため、フレイルやロコモティブシンドロームの予防など高齢者の健康づくりを支援する必要があります。	② 後期高齢者を対象とした健康診査の機会を提供するとともに、保健・医療・介護データの分析結果を活用し、保健事業と介護予防を一体的に実施します。
③ 幅広い世代が健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのための環境を整備する必要があります。	③ 市民の健康づくりを支援する人材の育成、地域自治組織や企業・団体と連携した健康づくりを推進します。

〔2〕病気の予防・早期発見

■主な課題	■主な取組
① メタボリックシンドローム該当者及び予備群が増加していることや、がん検診の受診率が低い状況にあることから、生活習慣病やがんの予防と早期発見のための取組が必要です。	① 生活習慣病予防に関して正しい知識の普及啓発を行うとともに、特定健康診査、がん検診の受診率向上を図ります。
② 感染症予防の啓発や予防接種など国や県と連携した感染症対策に取り組む必要があります。	② 県や医師会等の関係機関と連携し、感染症予防の啓発や予防接種を実施します。

＞＞＞＞●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

〔3〕安心して医療機関を受診できる環境づくり

■主な課題

① 医療資源の減少が見込まれるため、在宅での療養生活を支援するための医療と介護の連携が必要です。
② 市民が安心して生活できる医療体制を維持するため、関連団体等と引き続き連携する必要があります。
③ へき地医療の維持に関しては、吉和地域の特殊性を踏まえ、地域において重要な役割を果たしている吉和診療所の安定的な運営に努める必要があります。

■主な取組

① 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を、県と連携し検討・実施します。

② 広島県、大竹市、佐伯地区医師会及び広島西医療圏域の医療機関と連携し、医療体制の維持に必要な支援を行います。
③ 医師、医療スタッフの確保、診療所の運営及び施設管理を行います。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	市民が健康のために取り組んでいる生活習慣の項目数	5.4 項目	6.0 項目
2	特定健康診査受診率	39.8% R6 年度速報値	60.0%
3	かかりつけ医がいる市民の割合	63.1%	67.0%

■主な関連計画

●健康増進計画「健康はつかいち２１」・食育推進計画　●自殺対策計画
●国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画　●地域医療構想（ビジョン）

■施策主管課室

健康福祉総務課

■主な関係課室

●地域共生社会推進室

3　安全・安心

2035（令和 17）年度に目指す姿

誰もが安全に、安心して過ごせるまち

- 市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

施策方針 3 - 1	防災・減災対策の充実
施策方針 3 - 2	消防・救急体制の充実
施策方針 3 - 3	暮らしの安全の確保

基本事業〔1〕	市民の防災に対する意識醸成
基本事業〔2〕	地域の防災力向上
基本事業〔3〕	防災体制の整備・充実、地域強靭化計画に基づくまちづくり
基本事業〔1〕	市民と市内事業者の防火に対する意識の醸成及び災害への対応力の向上
基本事業〔2〕	救急体制の整備・充実
基本事業〔3〕	消防体制の整備・充実
基本事業〔1〕	交通安全等に関する意識の醸成や地域活動の充実
基本事業〔2〕	安心して通行できる道路環境の整備
基本事業〔3〕	防犯等に関する市民の意識醸成や地域活動の充実
基本事業〔4〕	消費者被害に対する啓発の推進や相談体制の充実

3 安全・安心

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●誰もが安全に、安心して過ごせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

■関連 SDG s

3-1 防災・減災対策の充実

施策の目指す姿

- ●市民の防災意識が向上している。［基本事業〔1〕］
- ●地域の防災力が向上している。［基本事業〔2〕］
- ●行政の防災体制の充実や、地域強靭化計画に基づく強靭なまちづくりが進んでいる。［基本事業〔3〕］

〔1〕市民の防災に対する意識醸成

■主な課題	■主な取組
① 近年、本市では大きな災害が発生しておらず、地域によって災害に対する意識に差があるため、全ての住民に災害を「我がこと」として捉えてもらうことが必要です。	① 防災情報の収集手段や、ハザードマップの活用について周知を図ります。
② 家庭での備蓄品の準備や、ハザードマップによる避難経路の確認など、事前の備えを促進するため、啓発が必要です。	② 備蓄品の準備など、事前の備えに関する周知を図ります。

〔2〕地域の防災力向上

■主な課題	■主な取組
① 幅広い年齢層へ防災訓練への参加を促す取り組みが必要です。	① 幅広い年齢層への参加を促す訓練内容等の支援を行います。
② 自主防災組織や防災士、防災アドバイザーなどの活動を促進するため、支援が必要です。	② 自主防災組織補助金等を活用した、地域で使用する資機材等の整備の支援を行います。
③ 外国人などの要配慮者に周知啓発活動を行い、災害時の正しい避難行動を促進することが必要です。	③ 緊急情報の伝達手段やハザードマップなどの周知や多言語対応を促進します。
④ 避難行動要支援者ごとの個別避難計画を策定するなど、避難行動要支援者を適切に支援するための体制整備を進める必要があります。	④ 避難行動要支援者名簿を作成し、市及び避難支援等関係者で連携し、避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画の作成や、計画に基づいた避難訓練等を実施します。

〔3〕防災体制の整備・充実、地域強靭化計画に基づくまちづくり

■主な課題

① 防災に関する専門知識や、災害対応の経験を有する職員が少ないため、育成や確保が必要です。
② 災害時の情報伝達のあり方について検討が必要です。
③ 市単独での災害対応には限界があるため、民間事業者や関係機関との協定締結を進め、連携体制を構築する必要があります。
④ 避難生活の環境を良好に保つため、避難所の設備や必要な物資等の整備・充実が必要です。
⑤ 市民の生命・財産を守るため、地域強靭化計画に基づく強靭なまちづくりを進める必要があります。

■主な取組

① 県・市町合同で、防災人材を育成します。
② 本市の防災情報伝達システムの整備方針を検討のうえ、必要な場合は整備を進めます。
③ 民間事業者等と、災害時に有効な協定の締結を進めます。
④ 避難生活の環境を良好に保つため、避難所の設備や、必要な物資等の整備を引き続き進めます。
⑤ 台風・豪雨等による土砂災害・水害対策や、地震による津波対策として、河川、砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、海岸保全施設等の防災・減災対策の推進及び促進や無電柱化など、事前防災・減災に資する基盤整備を推進します。
・ 宅地の安全性の確保のため、適正な宅地造成等の促進や大規模盛土造成地の耐震化を推進します。
・ 耐震性能を満たしていない民間の建築物等の耐震診断・耐震改修を促進させるため、引き続き費用負担の支援を行います。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	自分が住んでいる場所の災害リスクを確認したことがある市民の割合	72.3%	87.0%
2	家庭などで備蓄している市民の割合	37.4%	50.0%
3	防災訓練などを実施している自主防災組織等の団体数	25 団体 (89.3%)	28 団体 (100%)

■主な関連計画

●地域防災計画　●地域強靭化計画　●耐震改修促進計画

■施策主管課室

危機管理課

■主な関係課室

●健康福祉総務課　●建設総務課　●維持管理課
●宮島口みなとまちづくり推進課　●施設整備課　●下水道建設課
●都市計画課　●住宅政策課　●建築指導課　●消防本部総務課
●消防本部予防課　●消防本部警防課

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●誰もが安全に、安心して過ごせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

3-2 消防・救急体制の充実

■関連 SDG s

施策の目指す姿	●市民と市内事業者の防火意識や安全管理意識が醸成され、災害対応力が向上している。	［基本事業〔1〕］
	●持続可能な救急体制が確立され、市民生活に安心感を与えるための救急医療体制が推進されている。	［基本事業〔2〕］
	●消防体制が強化され、消防職員、消防団員のあらゆる災害対応力が向上している。	［基本事業〔3〕］

〔1〕市民と市内事業者の防火に対する意識の醸成及び災害への対応力の向上

■主な課題	■主な取組
① 住宅火災による死者数ゼロを目指し、住宅の防火対策を推進する必要があります。 ・ 設置義務化から１０年以上が経過する住宅用火災警報器の適切な設置・維持管理について、市民の更なる理解を深めることが必要です。	① 市内で開催されるイベントや各種広報媒体を活用し、火災予防の普及啓発を積極的に実施します。 ・ 住宅火災における死亡リスクが高い高齢者世帯等中心として、住宅用火災警報器の適切な設置・維持管理について広報を推進するとともに、設置支援策について検討します。
② 事業所における火災発生及び拡大の危険を軽減するため、事業者に関係法令遵守の重要性を理解してもらい、防火対象物や危険物施設等の防火防災管理体制を強化する必要があります。	② ＤＸの推進（電子申請の審査環境を整備するなど）により、消防への申請手続きの利便性や消防での届出処理の効率化を図り、消防関係法令に基づく防火対象物や危険物施設等への指導を効果的に進めていきます。特に、法令違反は人命に直結することから、重点的に指導し、違反是正を促します。
③ 市民の防火意識が向上し、火災時に適切な消火・通報・避難の行動がとれるようになる必要があります。	③ 幼児及び児童を対象としたこども防火教育を推進し、自ら考え行動する力を育成するとともに、将来にわたる防火防災意識の定着を促します。 ・ 事業所における防火管理者等を中心とした実効性のある訓練の実施を促します。

〔2〕救急体制の整備・充実

■主な課題	■主な取組
① 高齢化が進むにつれ、救急出動件数も増加し続けることが予想されるため、持続可能な救急体制の確保が必要です。	① 救急隊の充実を含めた検討や、救急車の適正利用に関する普及啓発を行い、持続可能な救急体制の確保を図ります。
② 大切な命を守るため、応急手当の普及・啓発が必要です。	② 応急手当の重要性を市民に広く周知し、市民応急手当への関心を高める広報活動や、救命講習を受講しやすい環境作りなど、応急手当に関する体制を充実させます。
③ 救急搬送の円滑化・効率化を図る必要があります。	③ 国や広島県と協力・連携し、医療機関との受入交渉における情報共有について、ＤＸを推進することで救急業務の円滑化や効率化を図ります。
④ 救急隊員教育の充実や医療機関との連携強化が必要です。	④ 救急救命士及び救急隊員教育の充実を図るとともに、メディカルコントロール（消防機関が医療機関と連携協力し、助言・指導を受ける）体制のもと、救急活動の検証とフィードバックを実施することで、質の向上を図ります。

〔3〕消防体制の整備・充実

■主な課題	■主な取組
① 複雑多様化する災害に対応するため、消防関連施設（消防庁舎、消防団車庫、消防通信指令システム、消防水利施設、消防訓練施設）や消防車、災害現場で使用する資機材などの計画的な整備や維持管理の必要があります。	① 消防通信指令システムや消防車両、消防資機材、消防水利の維持管理及び更新を計画的に行い、消防体制の強化を推進します。 ・ 地域の消防防災拠点施設である消防署、分署及び消防団車庫の適正配置を推進するとともに、庁舎の老朽化等に伴う更新や耐震対策を図ります。
② 消防職員、消防団員の災害対応力を向上させるため、教育研修や訓練を更に充実させる必要があります。	② 消防の任務遂行のために必要な知識及び技術を向上させ、災害時において有効で的確な消防活動を実践するための各種教育・訓練を行います。
③ 全ての消防職員が性別や年齢に関わらず、現場業務で活躍し続けられる体制を確保する必要があります。	③ 女性消防職員の更なる活躍を推進していくとともに、定年延長した 60 歳代の消防職員が継続して現場活動が出来るよう、職員の負担軽減や安全管理面を考慮した装備などを検討・更新していきます。
④ 地域防災のリーダーである消防団員数は年々減少傾向にあるため、一層の入団促進を図るとともに、将来的に持続可能な組織体制を構築する必要があります。	④ 消防団員の確保のため、地域の実態に即した団員確保方策を検討するとともに、女性や若年層をはじめとする幅広い住民の入団促進を図ります。また、消防団の充実強化と活性化を図るため、活動環境の整備や団員の負担軽減の取組を積極的に推進していきます。

3 安全・安心

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●誰もが安全に、安心して過ごせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	住宅火災及び事業所での火災による死者数	0 人	0 人
2	救急車を呼んでから病院収容するまでの所要時間	52 分	46 分
3	災害活動中の公務災害件数及び現場活動における重大な人為的ミス件数	0 件	0 件

■主な関連計画

●消防計画　●消防庁舎再編整備基本構想　●人材育成計画（消防職員編）
●消防団組織再編基本計画

■施策主管課室

消防本部総務課

■主な関係課室

●消防本部予防課　●消防本部警防課

＞＞＞＞●市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

3 安全・安心

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●誰もが安全に、安心して過ごせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

3-3 暮らしの安全の確保

■関連 SDG s

施策の目指す姿

- ●市民の交通安全意識が向上している。［基本事業〔1〕］
- ●市民が歩道を安心して通行できる。［基本事業〔2〕］
- ●市民の防犯意識が向上している。［基本事業〔3〕］
- ●市民が消費者被害・トラブルに遭わないよう日常的に意識・行動している。［基本事業〔4〕］

〔1〕交通安全等に関する意識の醸成や地域活動の充実

■主な課題	■主な取組
① 高齢化や担い手不足により、交通安全やこどもの見守りなど地域活動の担い手の確保が困難なため、対応が必要です。	① くらし安全指導員を中心に交通安全協会等と連携し、交通安全教室や見守り活動を継続します。
② 高齢ドライバーによる交通事故が増加しているため、出前トークなどによる高齢者を対象とした啓発活動や、運転免許の自主返納を促す支援が必要です。	② 高齢者の運転免許の自主返納を促すための支援制度を継続し、制度について広く周知します。
③ 自転車の交通ルールに関する理解や、ヘルメット着用、点検・整備、損害賠償保険加入などの浸透を図る必要があります。	③ 自転車用ヘルメットの着用率向上に向け、奨励金制度について周知するほか、小中学校、高校等へ個別に啓発活動に取り組むなど、交通ルールに対する理解を深めます。

〔2〕安心して通行できる道路環境の整備

■主な課題	■主な取組
① 高齢者やこども、障がいのある人などの交通弱者や、シニアカー・シルバーカーの利用者が増加し、通行しやすい歩道が必要になっています。	① 既設歩道の段差解消や道路勾配の修正を行うほか、自転車駐車場の適切な管理運営により路上の放置自転車等を減らし、歩行環境の改善を図ります。 ・ 通学路の安全確保を図るため、市道グランド線等の整備や各所歩道整備を推進します。
② 車両運転者の過失による事故（特に通学路）が全国で継続して発生しており、歩行者の安全を確保する必要があります。	② 歩行者の安全を確保するため、防護柵やカーブミラーなどの整備を行います。特に通学路においては、地域 PTA・学校と連携し、こどもの目線での路面標示や転落防止柵などの安全対策を行います。

＞＞＞＞●市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

〔3〕防犯等に関する市民の意識醸成や地域活動の充実

■主な課題	■主な取組
① 高齢化や担い手不足により、こどもの見守りなど防犯に関する地域活動の担い手の確保が困難なため、対応が必要です。 ・ こどもや女性、高齢者をはじめとする地域住民の安全・安心を守るため、防犯意識の向上や地域の防犯力を強化する必要があります。	① くらし安全指導員による防犯教室や出前トークの実施、青色防犯パトロール車による巡回を実施するほか、地域安全協議会など関係団体による啓発活動を支援します。
② スマートフォンやインターネットを利用したサービスの悪用により、特殊詐欺や住宅への侵入犯罪が巧妙化・凶悪化しているため、対策が必要です。	② 地域住民や団体が防犯に効果のある設備等を導入する際の補助制度を継続するほか、地域や警察、関係団体と連携し、市民の主体的な防犯活動を支援します。

〔4〕消費者被害に対する啓発の推進や相談体制の充実

■主な課題	■主な取組
① 高齢化の進展による高齢者の被害・トラブルの増加や、成年年齢の引き下げによる若年層への消費者被害も懸念されるため、対応が必要です。	① 消費生活相談員による出前トークの実施や年齢に合わせた啓発活動の実施などにより、消費者トラブルの未然防止を図ります。
② 社会のデジタル化により、インターネット上の被害・トラブルや、ＳＮＳをきっかけとした消費者被害・トラブルが増加しているため、対応が必要です。	② 消費生活相談員の適切な助言・対応により、クーリングオフなどによる消費者被害の回復や被害の未然防止に努めます。
③ 災害時に便乗した悪質商法や不確かな情報の拡散が発生する恐れがあるため、注意喚起や啓発を行う必要があります。	③ 災害発生時に安全・安心メールやＳＮＳ等によって注意喚起するほか、正確な情報を確認し冷静な対応を促します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	交通事故死者数及び交通事故重傷者数	（死者数）６人 （重傷者数）23 人 （令和６年）	（死者数）５人以下 （重傷者数）23 人
2	日頃利用している歩道を安心して歩行・通行できていると思う市民の割合	51.9%	63.0%
3	市内の犯罪認知件数	407 件 （令和６年）	346 件以下
4	消費者被害・トラブルに遭わないよう日常的に意識・行動している市民の割合	90.8%	92.7%

3　安全・安心

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●誰もが安全に、安心して過ごせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■主な関連計画

●交通安全計画

■施策主管課室

人権・市民生活課

■主な関係課室

●維持管理課　●施設整備課

＞＞＞＞●市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

4　産業

2035（令和 17）年度に目指す姿

「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち

- 地域経済が持続可能な形で地域の自立・発展を支えています。
- 観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

施策方針 4 - 1	商工業の振興
施策方針 4 - 2	観光の振興
施策方針 4 - 3	農林水産業の振興

基本事業〔1〕	市内事業者の経営基盤強化
基本事業〔2〕	新たな産業の創出
基本事業〔3〕	安心して働くことができる環境の整備

基本事業〔1〕	観光客の来訪・滞在と観光消費の拡大の促進
基本事業〔2〕	観光客の受入体制の整備
基本事業〔3〕	市民生活の質の確保

基本事業〔1〕	農産物の販売促進と地産地消の推進
基本事業〔2〕	農業の生産性向上と担い手の確保
基本事業〔3〕	林業従事者の担い手確保と森林整備の促進
基本事業〔4〕	漁業の生産力向上

4　産業

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

4-1 商工業の振興

■関連 SDG s

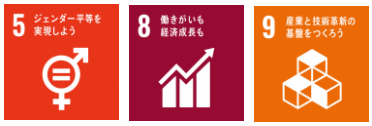

施策の目指す姿		
	●事業者間における地域内外との連携、交流が促進され事業活動が活発化している。	［基本事業〔1〕〔2〕］
	●働く人誰もが、多様な働き方を選択でき、安心して働きやすく・働き続けられている。	［基本事業〔3〕］

〔1〕市内事業者の経営基盤強化

■主な課題	■主な取組
① デジタル技術の活用等により、事業者の生産性を高めることが必要です。	① 市内産業経済団体と連携し、事業者の生産性向上支援を行います。
② 事業者の人手不足に対応するための支援が必要です。	② 市内産業経済団体及び労働局と連携し、人手不足解消に向けた支援を行います。
③ 事業者の経営規模拡大に向けて、有効な土地を確保するための支援が必要です。	③ 新機能都市開発事業、未来物流産業団地造成事業等により、新たな事業用地を整えます。
④ 経営相談や補助金情報の案内等、事業者の課題に合ったきめ細やかな支援を行うことが必要です。	④ 市内産業経済団体と連携し分かりやすい情報発信に努めるとともに、各種課題に対応できるよう相談・支援体制の充実を図ります。
⑤ 廿日市市の伝統的な産業の維持・発展に取り組むことが必要です。	⑤ 認知度の向上に取り組み、伝統産業の売上維持向上に取り組むとともに、後継者の確保に取り組みます。
⑥ 市民や観光客等による地域内消費を活性化させることが必要です。	⑥ 市内各産業の連携や市民・観光客へのＰＲに取り組み、各地域における消費を増やします。

〔2〕新たな産業の創出

■主な課題	■主な取組
① 市内産業の活性化を図るため、新たな企業の誘致が必要です。	① 新機能都市開発事業や未来物流産業団地造成事業等に加え、広島港港湾計画に基づく水面貯木場を活用した事業の促進により、新たな産業用地を確保します。また、広島県と連携し、オフィス系起業の誘致を推進します。
② 新たなビジネスを創出するため、新規事業進出支援、創業支援、事業者間連携を促進することが必要です。	② 市内産業経済団体及び金融機関と連携し、創業塾等を開催し創業者を支援します。また、市内事業者間の連携を促進し市内経済循環の構築や新たな事業構築の支援をします。

＞＞＞＞●地域経済が持続可能な形で地域の自立・発展を支えています。
●観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

〔3〕安心して働くことができる環境の整備

■主な課題	■主な取組
① 誰もが働きやすく、働き続けられるよう、安心して働くことができる環境の整備が必要です。	① 経営層に対して多様性を尊重する経営スタイルを浸透させることにより、誰もが働きやすい環境を整えます。 ・ 男性の育児休業取得率等の向上に取り組むことにより、ジェンダーギャップの解消を図り、誰もが育児に関わりながら、安心して働きやすい環境を整えます。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	廿日市市景況調査における市内全産業合計の業況ＤＩ（四半期）が県内業況を上回っている割合	3 半期/4 半期 ※2024 年	4 半期/4 半期
2	「自分が希望する働き方を実現できている」と感じている市民の割合	37.7%	50%

■主な関連計画

●産業振興ビジョン

■施策主管課室	■主な関係課室
産業振興課	●観光課　●農林水産課　●人権・市民生活課　●こども課 ●都市活力デザイン課　●建設総務課　●国際交流・多文化共生室

4 産業

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

4-2 観光の振興

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●観光をきっかけに交流や消費が活性化されている。	［基本事業〔1〕］
	●観光客が快適に楽しく滞在できている。	［基本事業〔2〕］
	●市民が地域への愛着と誇り、ホスピタリティをもっている。	［基本事業〔3〕］

〔1〕観光客の来訪・滞在と観光消費の拡大の促進

■主な課題	■主な取組
① 滞在時間の延長につなげるため、地域に根差した観光資源を活用したコンテンツや食の魅力向上、戦略的なブランディングが必要です。	① 観光資源の魅力を深掘りした体験プログラムや食の魅力向上（アクティビティ、エコツーリズム、ガストロノミーツーリズムなど）を図るとともに観光 DMP を活用したマーケティング、ターゲット別に滞在を促すブランディング戦略づくりを行います。
② 宿泊観光客の増加につなげるため、早朝・夜間の魅力づくりや魅力的で、安定的に受け入れ可能な宿泊施設が必要です。	② 早朝や夜間を中心とした「滞在体験」の提供や観光客のニーズにあった宿泊施設の確保など、地域の事業者等と連携した取組を実施します。
③ 増加するインバウンドや高付加価値旅行者などの観光ニーズに対応し、消費につながる、満足度の高い滞在体験の提供が必要です。	③ 宿泊施設や観光施設などの受入環境や体験プログラムなどの多言語化・高付加価値化を図ります。
④ 安定した観光消費につなげるため、年間を通じた観光需要の平準化とこれに対応した観光人材の確保、またリピーターの獲得が必要です。	④ 平日や閑散期の誘客促進やリピーターの獲得を図るため、教育旅行の誘致強化やキャンペーンイベントの実施、また飲食や宿泊施設などの安定的な雇用と質の高いサービス提供の確保に向けた取組を推進します。
⑤ 市内全域への周遊や宮島以外の観光スポットへの誘客を図るため、観光資源の磨き上げやプロモーションの実施が必要です。	⑤ 関係団体や事業者等と連携・協力し、地域の観光資源の魅力を活かしたコンテンツの造成や磨き上げ、市域を越えた広域エリアでの受け入れ、テーマやストーリー性のある周遊ルート・コンテンツ開発などの促進支援やこれらのターゲットに合せた戦略的なプロモーションを行います。

＞＞＞＞●地域経済が持続可能な形で地域の自立・発展を支えています。
●観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

〔2〕観光客の受入体制の整備

■主な課題	■主な取組
① 増加する宮島への観光客の受け入れ環境を整備するため観光施設等の充実が必要です	① 宮島桟橋及び旅客ターミナルや宮島口地区周辺の整備、ごみ箱・トイレなどおもてなし施設の充実、観光案内所の運営や案内標識・サインの設置、無電柱化等に取り組みます。
② 観光客の満足度・快適性の向上を図るため、デジタル技術の活用が必要です。	② 生成 AI などデジタル技術を活用し、観光客の行動・ニーズ分析、多言語対応を含む観光情報のデジタル化（デジタルマップの活用等）、キャッシュレス決済、スタンプラリーの実施等による分散観光を推進します。
③ 誰もが安心して、快適に観光を楽しめるよう、ユニバーサルツーリズムの推進が必要です。	③ 観光施設等の適切な維持管理やバリアフリー化、多様な観光客に対応した観光情報や旅行プランの提供、また、地域住民や事業者等と協力・連携したおもてなし、ホスピタリティの向上を図ります。
④ 観光客の安全を確保するため、防災対策が必要です。	④ 宿泊施設や交通事業者、関係機関等と連携し、災害時の避難誘導や受入体制の整備・強化を図ります。

〔3〕市民生活の質の確保

■主な課題	■主な取組
① 市民の観光への理解促進や満足度の向上を図るため、観光地の自然環境、歴史文化、住民の生活を守り、持続可能な形で観光資源を活用していくことが必要です。	① 再生可能エネルギーや省エネ機器など環境に配慮した施設・設備の整備、自然環境や地域文化の体験プログラムの開発、地域住民や事業者と連携した事業実施、また、観光の現状や市の観光振興施策・取組などの情報の共有や対話を行います。
② 宮島を持続可能な観光地として発展していくために、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に係る取組が必要です。	② ごみやトイレ、観光スポットなどの繁忙期等の対応、混雑緩和・分散化、観光マナー啓発、島内の地域交通の確保、また、パークアンドライドや駐車場満空情報の発信等による国道 2 号線の渋滞対策など、受入環境整備を行います。
③ 観光客の理解と協力が得られる観光地を目指すために、レスポンシブルツーリズム（責任ある観光）の推進が必要です。	③ 観光客に向け、地域の自然・文化・歴史や観光マナー情報などを周知することで、観光客一人ひとりが地域の環境や文化に配慮し、地域住民の生活を尊重した意識や行動を促します。

4 産業

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	観光客数	831 万人	1,300 万人
2	一人あたり観光消費額	4,412 円	5,000 円
3	観光客の満足度（10 段階）	8.2 ポイント	8.5 ポイント
4	観光客増加や観光の取組により「地域への愛着や誇りが高まっている」と答えた市民の割合	6.2%	10%

■主な関連計画

●廿日市市観光振興基本計画　●産業振興ビジョン　●宮島まちづくり基本構想等

■施策主管課室

観光課

■主な関係課室

●産業振興課　●農林水産課　●宮島企画調整課
●宮島口みなとまちづくり推進課　●建設総務課

＞＞＞＞●地域経済が持続可能な形で地域の自立・発展を支えています。
●観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

4 産業

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

4-3 農林水産業の振興

■関連 SDG s

施策の目指す姿

●生産性向上と販路拡大、担い手の育成が進み、農業生産が維持できている。	［基本事業〔1〕〔2〕］
●森林の整備面積が増加し、森林の適切な管理ができている。	［基本事業〔3〕］
●漁業経営が安定し、漁業生産額が維持できている。	［基本事業〔4〕］

〔1〕農産物の販売促進と地産地消の推進

■主な課題	■主な取組
① 立地を活かした販売力を強化するため、供給体制の充実と販路拡大が必要です。	① 各地域の立地条件に応じた産直市場などの供給体制の充実や、学校給食への市内産農産物の供給、特徴ある農産物のブランド化、市内飲食店や旅館等への食材提供など販路拡大に取り組みます。
② 農業や農村資源を活かした交流促進を通じて、農産物の地産地消の取組を進めることが必要です。	② 市民農園の整備促進や食に関する学びの場の提供、販路拡大による農産物の認知度・愛着度を高め、生産意欲の向上と消費拡大を図ります。

〔2〕農業の生産性向上と担い手の確保

■主な課題	■主な取組
① 特徴ある農産物の生産拡大を進めるため、技術・経営向上のための支援が必要です。	① 農業指導員による経営・技術指導や、スマート農業技術の導入を推進します。
② 新規就農者や認定農業者などの育成・確保に向けた取組や、担い手への農地集積が必要です。	② 新規就農に向けた研修や、認定農業者への経営拡大・計画改善に向けた支援の充実を図ります。 ・ 地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を図ります。
③ 農業生産基盤の確保のため、農地・農業用施設の維持・保全が必要です。	③ 集落単位での荒廃農地の発生防止等に向けた取組や、有害鳥獣被害に対する効果的な支援、農業用施設の維持・改修を行います。

＞＞＞＞●地域経済が持続可能な形で地域の自立・発展を支えています。
●観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

〔3〕林業従事者の担い手確保と森林整備の促進

■主な課題	■主な取組
① 森林整備を促進するため、森林の調査や森林整備の計画が必要です。	① 経営管理権集積計画策定に取り組み、市有林だけではなく民間所有の山林も森林の多面的機能が持続できるよう、森林資源の循環利用（森林サイクル）や、林道の整備・維持補修を行うことで適切な森林管理を図ります。
② 林業従事者の担い手が不足しているため、後継者育成や新規就業支援が必要です。	② 林業従事者の担い手を確保するために、研修制度の充実や、資格取得に必要な支援等を行います。
③ 森林整備に要するコストが増加しているため、効率的な施業方法の導入や支援が必要です。	③ 効果的な森林整備に向けて、ICT の活用や林業機械整備の導入支援を行います。

〔4〕漁業の生産力向上

■主な課題	■主な取組
① 漁業経営を安定させるため、事故や災害、不漁に備えた支援が必要です。	① 漁船保険や漁業共済への加入を促進するとともに、水産物の消費拡大などに取り組みます。
② 漁場環境の変化に対応するため、資源管理や環境改善の対策が必要です。	② 水産資源の維持増大を図るため、種苗放流や漁場整備、漁場環境改善に取り組みます。
③ 漁業の生産基盤を確保するため、漁港施設の計画的な整備や改修が必要です。	③ 漁港施設の適切な管理のため、施設等の機能保全のための計画策定や調査、改修工事等を実施します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	市内の農林水産物を意識して購入している人の割合	33.2%	37.0%
2	産直市への出荷者数	566 人	600 人
3	認定新規就農者数	6 人	10 人
4	森林整備面積	346ha	446ha
5	漁業生産額	33 億円 （R5 年値）	33 億円

■主な関連計画

●農業振興ビジョン　●林業振興ビジョン

■施策主管課室

農林水産課

■主な関係課室

●産業振興課　●施設整備課　●維持管理課

5　生涯学習・スポーツ・文化

2035（令和 17）年度に目指す姿

生涯にわたって自分らしく心豊かに暮らせるまち

- 学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。

歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち

- 市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

施策方針 5 - 1　生涯学習の推進

施策方針 5 - 2　スポーツ・文化芸術の振興

施策方針 5 - 3　歴史や伝統文化の継承

基本事業〔１〕	学びの環境の充実
基本事業〔２〕	地域を支える人づくり・つながりづくりの推進
基本事業〔１〕	スポーツに親しむことができる環境の整備
基本事業〔２〕	スポーツを振興・活用する人材の育成
基本事業〔3〕	文化芸術に親しむことができる環境づくり
基本事業〔4〕	文化芸術の振興・活用
基本事業〔１〕	文化財の現況把握と適切な保存・活用
基本事業〔２〕	宮島の歴史や文化、価値の継承

5 生涯学習・スポーツ・文化

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●生涯にわたって自分らしく心豊かに暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

5-1 生涯学習の推進

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●市民の多様なニーズに応じた学びの選択肢が増えている。	［基本事業〔1〕］
	●学びと活動がつながり、まちづくりを支える市民が増えている。	［基本事業〔2〕］

〔1〕学びの環境の充実

■主な課題	■主な取組
① 人生 100 年時代において、生涯にわたって「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学んだり、新たなことにチャレンジできる環境や機会の充実に取り組む必要があります。	① 様々な分野の学習講座や体験活動等の開催により多様な対象者及びニーズに応じた学びへの意欲を高める機会を提供するとともに、市民が新たなことに主体的に参画・提案できる環境を整えます。
② 市民センターや図書館などの社会教育施設を活用して、気軽に立ち寄れる居場所づくり、楽しいと感じる学びや活動の場づくりに取り組む必要があります。	② 市民センターや図書館が、誰もが気軽に立ち寄れる居場所や学びのきっかけづくりの場となるよう機能の充実を図ります。
③ 個人の多様なニーズに対して、学びや活動に関する情報を届ける仕組みが必要です。	③ 各種講座、研修会、活動者・団体などの学びや活動に関する情報を必要とする人がタイムリーに取得できるよう、効果的な情報発信を行います。

〔2〕地域を支える人づくり・つながりづくりの推進

■主な課題	■主な取組
① 高齢化等の社会情勢の変化に伴い、地域活動の担い手不足や後継者不足が生じています。学んだ成果や経験を地域で生かしたり、新たなチャレンジを地域の課題解決につなげたりする仕組みや場づくりが求められています。 ・ 人間関係の希薄化が進んでいるため、地域における学びを通じて、人と人のつながりやかかわりを作り出すことが必要です。	① 学んだ成果や新たなチャレンジが地域の課題解決やウェルビーイングの実現につながるような学びの場・交流の場をつくります。 ・ 地域課題の解決につながる様々なテーマの学習や活動が活発になるよう市民活動団体等に対して、学びや活動に関する相談・支援を行います。
② 地域課題が複雑化・重層化する中で、防災、福祉など多くの分野で学習活動を通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりが求められています。そのため、地域における人々の学びをプロデュースする社会教育人材の育成や活用が必要です	② 社会教育と連携した地域づくりをコーディネートする社会教育人材を育成するとともに、社会教育士等の情報交換や学び合いの場を提供します。
③ 生涯学習とまちづくりの拠点である市民センターが地域の学びと実践のプラットフォームとして機能することが求められています。	③ 市民センターにおいて、地域性に応じた課題解決等につながる学びと活動を実践します。また、市民、地域団体、学校、社会福祉協議会、地元企業、行政等をつなぎ、地域の拠点としての機能強化を図ります。

＞＞＞＞●学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。
＞＞＞＞●市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	学びたいことを学べる機会がある市民の割合	25.1%	30.0%
2	やりたいことに挑戦できる機会がある市民の割合	36.0%	40.0%
3	学んだことを地域や社会に生かした市民の割合	8.1%	11.0%

■主な関連計画

●第４期教育振興基本計画　●（仮称）生涯学習ビジョン　●（仮称）市民センター基本方針
●図書館基本計画

■施策主管課室

生涯学習課

■主な関係課室

●はつかいち市民図書館　●まちづくり支援課

5 生涯学習・スポーツ・文化

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●生涯にわたって自分らしく心豊かに暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

5-2 スポーツ・文化芸術の振興

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●市民が日常的に体を動かしている。	[基本事業〔1〕]
	●市民が日常的にスポーツに触れている。	[基本事業〔2〕]
	●市民が日常的に文化芸術に親しむ機会がある。	[基本事業〔3〕〔4〕]

〔1〕スポーツに親しむことができる環境の整備

■主な課題

① 障がいのある人や子育て世代などスポーツにアクセスしづらい人への支援が必要です。

② 新型コロナウィルス感染症の影響により、イベント等への参加機会が減少しているため、スポーツに触れる機会を増やす取組が必要です。

③ こどもの運動やスポーツへの関心が低下し、運動する機会が減少傾向にあるため、環境の整備が必要です。

■主な取組

① 継続的に関係団体等と連携しながら障がい者専用の施設利用や障がい者スポーツ研修会等を実施し、スポーツにアクセスしづらい人が日常的に体を動かす機会の向上につなげます。

② 多様なプロスポーツやトップアスリートと触れ合い、交流できる取組を推進します

③ 幼少期からスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりに取り組むとともに、誰もが気軽に運動ができるよう、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

〔2〕スポーツを振興・活用する人材の育成

■主な課題

① スポーツを支える人の高齢化や固定化など、人材不足が進行しているため、新たな指導者の育成が必要です。

② 多様なスポーツ資源を地域活性化につなげるため、各地域にある潜在的なスポーツ資源の掘り起こしと活用促進が必要です。

■主な取組

① スポーツに関わる人材の養成や確保に向けて、競技団体との連携を深めるとともに、スポーツイベントでボランティアを広く募集する等スポーツを支える人材の裾野拡大を推進します。

② 様々なステークホルダーと連携を図りながら、スポーツと地域資源を掛け合わせた取組をともに推進し、市民がスポーツに関われる場や機会を創出していきます。

＞＞＞＞●学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。
＞＞＞＞●市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

〔3〕文化芸術に親しむことができる環境づくり

■主な課題	■主な取組
① 誰もが、鑑賞、創作、発表等の活動に気軽に参加できる環境づくりに取り組む必要があります。また、文化芸術活動の拠点となる文化ホール等の施設を計画的に改修する必要があります。	① 市民センターなどの身近な施設において文化芸術に触れる機会の充実を図ります。また、文化芸術活動の拠点施設であるはつかいち文化ホールを改修し、質の高い文化活動の場を提供します。
② 全国的な傾向として、インターネットの普及による生活様式の変化などにより、直接鑑賞する機会が減っています。これからの時代に対応した多様なライフスタイルや価値観に応える文化芸術の振興に取り組む必要があります。	② 演奏会や展示作品のアーカイブ配信等デジタル技術及び SNS を活用した鑑賞機会の提供を行い、文化芸術に触れるきっかけづくりに取り組みます。
③ こどもの鑑賞や創作体験など文化芸術に触れる機会の減少や、体験格差を解消するために、こどもの頃から文化芸術作品の鑑賞や創作活動など体験の機会を充実していく必要があります。	③ 小中学校における音楽、美術、伝統芸能等の出前授業や親子で気軽に参加できる場など子どもの頃からの体験機会の充実に取り組みます。

〔4〕文化芸術の振興・活用

■主な課題	■主な取組
① 市民、芸術家、文化団体、教育機関、事業者、行政等の各主体が連携･協力して文化芸術の振興に取り組む必要があります。	① 市民、芸術家、文化団体、教育機関、事業者等の各主体が連携･協力して文化芸術活動が実施できるよう必要な支援を行います。
② 豊かな自然や多彩な資源を有する本市において、文化芸術を活かした観光、まちづくり、国際交流等を推進するため、各分野と連携していくことが求められています。	② 今後の文化芸術の方向性を示す指針を定め、本市の特色を生かした文化芸術施策を組織横断的に推進します。

5 生涯学習・スポーツ・文化

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●生涯にわたって自分らしく心豊かに暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	20 歳以上の週 1 回以上の運動・スポーツの実施率	48.0%	65.0%
2	運動・スポーツをささえる活動を行っている人の割合	13.8%	20.0%
3	日頃から文化芸術活動に親しむ市民の割合（鑑賞した人）	63.7%	66.0%
4	日頃から文化芸術活動に親しむ市民の割合（自ら創作、発表、運営した人）	22.6%	30.0%
5	地域の文化的な環境に満足した市民の割合	25.8%	30.0%

■主な関連計画

●第 4 期教育振興基本計画　●スポーツ推進計画　●（仮称）生涯学習ビジョン

■施策主管課室

スポーツ推進課

■主な関係課室

●生涯学習課

＞＞＞＞●学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。
＞＞＞＞●市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●生涯にわたって自分らしく心豊かに暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

5-3 歴史や伝統文化の継承

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●文化財が適切に保存・活用されている。	［基本事業〔1〕］
	●宮島の歴史や文化、価値が次世代に継承されている。	［基本事業〔2〕］

〔1〕文化財の現況把握と適切な保存・活用

■主な課題

① 市指定文化財の現況を確認し、文化財台帳を更新する必要があります。

② 次世代へ継承すべき文化財を守るため、未指定文化財の把握調査を行う必要があります。

③ 複数の文化財を総合的、一体的に保存・活用するため、関連文化財群や文化財保存区域を設定する必要があります。

④ 埋蔵文化財を保存・活用するため、重要遺跡・重要考古資料の文化財指定や、これまでの発掘調査における出土品の整理作業を進める必要があります。

⑤ 歴史や伝統文化に関する資料や情報を市民がより利用しやすくなるよう、保存や公開に努める必要があります。

■主な取組

① 指定文化財の現況調査を継続的に実施し、適切な保存、活用を図ります。

② 未指定文化財の調査を進めることで、次世代に継承すべき文化財を把握し、必要に応じて新たな指定や登録に向けた調査を行います。

③ 関連文化財群や文化財保存区域を設定し、一体的に保存・活用することで観光振興や地域振興に寄与します。

④ 既知の埋蔵文化財の整理作業を進め、価値付けの可能なものについては、重要文化財や史跡の指定に向けた調査を行います。

⑤ 歴史民俗資料館等の施設で文化財を適切に保存するとともに、収蔵・展示機能の再編を検討し、適切な保存や効果的な収集や公開を推進します。

〔2〕宮島の歴史や文化、価値の継承

■主な課題

① 外観が現代的に改修された伝統的建造物が多く、宮島町家特有の色彩や意匠が失われつつあるため、伝統的建造物の保全・修理を推進する必要があります。

② 伝統的建造物の保全・修理に必要な技術を有する技術者や職人が減少しているため、伝統的工法を次世代へ継承する取組が必要です。

③ 宮島における門前町としての成り立ちの歴史や伝統的建造物の特徴や価値などが、市民や来島者に十分認知されていないため、周知啓発するための場や機会が必要です。

■主な取組

① 伝統的建造物群保存地区保存事業補助金の制度周知に併せて、外観が現代的に改修された伝統的建造物等の所有者に修理・修景工事の実施を促します。

② 修理工事に必要な痕跡調査や設計等のノウハウや施工に関する伝統的技術の継承に向けた研究や取組を大学や伝建に関わる地元団体と共に推進します。

③ 宮島の伝統的な町並みを色濃く残す町家通りにおいて伝統的建造物の特徴な内部空間を体感できる公開施設を整備し、市民や来島者が認知する場を提供します。また、地元団体の活動等を通じて、伝統的な町並みの周知普及を推進します。

＞＞＞＞●学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。
＞＞＞＞●市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

■主な課題	■主な取組
④ 急激な人口減少などにより、暮らしの中に信仰が息づく生活文化を次世代に引き継ぐことが難しくなっているため、宮島に暮らす人、働く人、想いをはせる人、訪れる人など宮島に関わるすべての人で継承の取組が必要です。	④ 宮島の文化や歴史といった生活の部分を守り伝えていくため、様々な主体とまちづくりへの理解を深め、継承の取組を多様な主体で検討していきます。
⑤ 宮島の普遍的な価値を守り、後世に継承していくため、「宮島の歴史」の編さんを進める必要があります。	⑤ 有識者等で構成する編さん委員会等を組織し、大学その他関係機関と協力して資料の調査を進め、「宮島の歴史」を編さんします。
⑥ 宮島の歴史や伝統文化の魅力を幅広く発信するため、新たな拠点の整備が必要です。	⑥ 宮島の歴史文化と伝統工芸としての木工細工を中心とした産業の歴史を将来に伝える役割を担う施設として、宮島歴史民俗資料館と宮島伝統産業会館の機能を複合化した「（仮称）宮島ミュージアム」を整備します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	新たに指定・登録された文化財の数（2025（令和 7）年度以降通算）	2 件	10 件
2	修理が行われた伝統的建造物の割合	13.9%	25%
3	伝建地区を認知している市民の割合	40.6%	50%

■主な関連計画

●第 4 期教育振興基本計画
●文化財保存活用地域計画
●宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画
●宮島まちづくり基本構想

■施策主管課室

文化財課

■主な関係課室

●宮島企画調整課　●宮島の歴史編さん準備室

6　都市基盤

2035（令和 17）年度に目指す姿

安全・安心で快適に暮らせる都市機能が充実しているまち

- 生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

施策方針 6 - 1	拠点性を高めるまちづくりの推進
施策方針 6 - 2	地域公共交通ネットワークの構築
施策方針 6 - 3	住環境の整備促進
施策方針 6 - 4	道路ネットワークの構築
施策方針 6 - 5	上下水道の整備

基本事業〔1〕	各拠点の特性を活かした活力の創出
基本事業〔2〕	地域に応じた景観形成
基本事業〔1〕	利便性の高い公共交通ネットワークの構築
基本事業〔2〕	地域公共交通の維持と効果的な運用
基本事業〔3〕	地域公共交通を支える取組の推進
基本事業〔1〕	空き家の適正管理の推進
基本事業〔2〕	多様で良質な住まいの整備・流通
基本事業〔3〕	公園の整備・管理や活用の推進
基本事業〔1〕	都市・地域間をスムーズに移動できる道路整備
基本事業〔2〕	道路等の適正管理
基本事業〔1〕	浸水対策の推進
基本事業〔2〕	下水道施設の整備・適正管理
基本事業〔3〕	水道施設の整備・適正管理、運営基盤の強化

6 都市基盤

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●安全・安心で快適に暮らせる都市機能が充実しているまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

6-1 拠点性を高めるまちづくりの推進

■関連 SDG s

施策の目指す姿

●各拠点のにぎわいが創出されている。［基本事業〔1〕］

●各地域のまちなみに応じた景観が形成されている。［基本事業〔2〕］

〔1〕各拠点の特性を活かした活力の創出

■主な課題	■主な取組
① 人口減少・高齢化等の進展に対応するため、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスが将来にわたって提供される都市構造へ転換する必要があります。。	① 一定の区域に必要な都市のサービス機能を集約した集約型都市構造への転換を図るため、ニーズに応じた都市計画制度の活用など、持続可能なまちづくりを推進します。
② 市民生活における利便性の向上と円滑な都市活動の確保による都市の活性化を図るため、地区の性格、役割に応じ、都市機能を集積した拠点の形成とその機能強化を図る必要があります。	② 都市拠点（市役所周辺）では、高度な都市機能の集積、強化を図り、地域拠点(各支所周辺)とそれを補う地区拠点(駅等周辺)では、地域の実情に応じた商業・業務生活サービス機能の維持・誘導を図ります。また、中山間の主要な集落にある小さな拠点では、地域の暮らしが継続できるよう生活利便機能の維持確保を図ります。
③ 各拠点に必要な誘導施設を充足させるため、誘導施設の維持や整備に係る財政負担を軽減させる必要があります。	③ 立地適正化計画に基づく届出制度や補助制度の活用、各種施策との連携などにより、各拠点の誘導施設の充足を図ります。

〔2〕地域に応じた景観形成

■主な課題	■主な取組
① 島しょ部、市街地、田園集落や中山間地域それぞれ特徴のある景観を活かして良好な景観の形成を図る必要があります。	① 各地域の特性に応じて、都市計画や景観制度などを活用したきめ細やかな誘導・規制により、良好な景観形成を図ります。
② 宮島や宮島口など観光交流拠点となる地区においては、歴史的・文化的な景観を保全しつつ、統一的なまち並みを形成していく必要があります。	② 観光交流拠点となる地区においては、良好なまち並みや景観形成を重点的に推進するため、建築物や工作物の規制・誘導を図ります。
③ 良好な景観を構成する緑地については、都市環境の保全のため、特に市街地において、緑地を維持し、緑化を推進する必要があります。	③ 現状の緑地を適切に維持・保全するとともに、市街地の開発による緑地の確保や道路などの公共整備における緑化推進により、快適で潤いのある都市景観の形成を図ります。

＞＞＞＞●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	各拠点で必要な誘導施設の充足率	88.1%	96.6%
2	居住地域における景観に対し愛着を感じる市民の割合	67.0%	78.0%

■主な関連計画

●都市計画マスタープラン　●立地適正化計画　●宮島口地区まちづくり整備計画
●シビックコア地区（国道２号以南）まちづくり基本計画　●景観計画　●緑の基本計画

■施策主管課室

都市計画課

■主な関係課室

●健康福祉総務課　●中山間地域振興室　●宮島口みなとまちづくり推進課
●維持管理課　●交通政策課　●まちづくり支援課
●都市再生推進室　●産業振興課　●宮島企画調整課　●各支所

6 都市基盤

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●安全・安心で快適に暮らせる都市機能が充実しているまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

6-2 地域公共交通ネットワークの構築

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●地域公共交通で円滑に目的地まで移動できる。	［基本事業〔1〕］
	●持続可能な地域公共交通が確保・維持できている。	［基本事業〔2〕］
	●地域等の多様な主体が共に地域公共交通の確保に取り組んでいる。	［基本事業〔3〕］

〔1〕利便性の高い地域公共交通体系の整備

■主な課題	■主な取組
① 拠点と拠点、拠点と居住地を結ぶ、利便性の高い地域公共交通体系の整備が必要です。	① 効果的・効率的な運行サービスを提供するため、まちづくりの進捗状況を踏まえながら、民間交通事業者等と共創し、利便性の高い公共交通体系を整備します。
② 地域内バス運賃の均一化や、地域間移動の運賃のあり方についての検討が必要です。	② 利用者が利用しやすく分かりやすい運賃体系とするため、市自主運行バスと民間バスの重複区間における運賃格差を解消し、地域内運賃を均一化します。また、地域間移動の運賃のあり方については、他の関連計画等を踏まえ、検討します。
③ 誰もが利用しやすい地域公共交通機関の整備が必要です。	③ 誰もが便利に安心して利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を進めます。また、キャッシュレス決済システムによる、シームレスな地域公共交通の実現や、高齢者運賃割引等を検討します。

〔2〕持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組の推進

■主な課題	■主な取組
① 持続性のある地域公共交通を確保していくため、市の財政負担を考慮した地域公共交通の改善が必要です。	① 地域公共交通の利用状況や収支状況等のデータをもとに見直し基準を設定するなど、効率的で持続性のある運行に改善します。
② 地域公共交通の利用者が快適に過ごせる待合環境の整備が必要です。	② バスの待ち時間の身体的な負担や不安感を軽減するため、周辺施設の立地状況や利用状況等を踏まえ、計画的に待合環境を整備します。
③ バス・タクシーの運転手が不足しており、地域公共交通を担う人材の育成・確保が必要です。	③ 地域公共交通の維持を図るため、市自主運行バス運行事業者及びタクシー事業者が運転手の採用や育成に係る経費の一部を支援するなど、運転手の確保に取り組みます。
④ 地域公共交通の利用促進の強化が必要です。	④ 市自主運行バスをはじめとした地域公共交通の利用を促進するため、イベントでのバスの乗り方教室の開催などＰＲ活動の充実に取り組みます。

＞＞＞＞●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

〔3〕地域公共交通を共に支える取組の推進

■主な課題	■主な取組
① 少子高齢化の進展により、利用者ニーズが変化する中、地域住民や民間事業者などと連携・共創した新たな取組が必要です。 ② よりきめ細やかな地域公共交通の確保に向けた支援策の拡充が必要です。	① 地域団体や交通事業者と共に、地域・地区の特性に応じた、よりきめ細やかな地域公共交通の確保に取り組みます。 ② 主体的に地域公共交通の確保に取り組む地域団体に対して、相談対応、運行計画策定支援や財政支援等を行います。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	地域公共交通で円滑に目的地まで移動できると感じる市民の割合	70.0%	72.5%
2	市が財政支出している民間路線バス及び市自主運行バス等の利用者数	1,285,760 人 【2024(令和 6)年度】	1,286,000 人
3	地域等が主体となって運行する取組数	2 【2024(令和 6)年度】	3

■主な関連計画

●廿日市市地域公共交通計画　●廿日市市地域公共交通利便増進実施計画

■施策主管課室	■主な関係課室
交通政策課	●各支所　●中山間地域振興室　●人権・市民生活課　●地域振興課 ●高齢介護課　●障害福祉課

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●安全・安心で快適に暮らせる都市機能が充実しているまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

6-3 住環境の整備促進

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●放置される空き家が減少している。	［基本事業〔1〕］
	●市民のニーズにあった多様で良質な住まいが整っている。	［基本事業〔2〕］
	●市民が市内の公園を快適に利用できている。	［基本事業〔3〕］

〔1〕空き家の適正管理の推進

■主な課題	■主な取組
① 市民の空き家問題に対する意識を向上させる取組が必要です。	① 空き家管理に関する情報提供等の広報活動や空き家に関するセミナーの開催を行います。
② 空き家の管理や処分方法について、所有者等に知識を普及し、対応を促していく必要があります。	② 適正に管理されていない空き家の所有者等に対応を促す際に、空き家バンク制度や空家等対策協力事業者等の、管理や処分に関する情報提供を行います。 ・ 空き家等を活用した地域活動・交流拠点認定制度による空き家等の活用を支援します。
③ 特定空家などの老朽化した危険な空き家を解消する必要があります。	③ 流通困難な老朽化した危険な空き家について、解体の財政支援を行います。

〔2〕多様で良質な住まいの整備・流通

■主な課題	■主な取組
① 子育て世帯から高齢者世帯まで、すべての世帯に暮らしやすい住まいの提供が必要です。	① 子育て世帯や高齢者世帯などのニーズに応じた住まいが確保できるよう、居住の支援に取り組みます。 ・ 中山間地域への子育て世帯の定住を支援します。
② 市営住宅については、住宅セーフティネット機能を維持するため、長期的な視点による市営住宅等ストックの再編・整備を計画的に進める必要があります。	② 市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・長寿命化及び再配置を進めるとともにニーズの変化に合わせた市営住宅の提供と活用促進を図ります。
③ 民間住宅については、空き家の流通促進・有効活用の取組が必要です。	③ 中山間地域等に所在する空き家について、空き家バンク制度の利用促進を図るとともに、空き家の活用について財政支援を行います。

＞＞＞＞●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

〔3〕公園の整備・管理や活用の推進

■主な課題	■主な取組
① 公園の日常管理を担う人材が減少･固定化しているため、管理負担の軽減や新たな担い手の確保など対策が必要です。	① これからも地域で公園を維持管理できるよう、各公園の特性を踏まえた支援を行います。
② 地域のニーズに応じた公園や施設の整備、また、施設や樹木の計画的な点検による事故防止が必要です。	② 公園が不足している地域において、周辺状況を踏まえ、適切に配置するとともに、既存公園については地域ニーズの高いトイレの洋式化を進めるほか、供用開始年月が古い公園から樹木の位置や樹形等を把握、毎年行う遊具点検や公園内パトロールを実施します。
③ 地域特性に応じた柔軟な公園利活用ルールを策定する必要があります。	③ 公園毎の利用状況等を把握し、地域と連携した公園利活用ルールを策定します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	空き家の通報件数	37 件	40 件
2	今の住宅での生活に満足している人の割合	67.1%	72.0%
3	市内の公園が過ごしやすいと思う市民の割合	43.2%	61.9%

■主な関連計画

●住生活基本計画　●空家等対策計画　●緑の基本計画
●市営住宅等整備計画・長寿命化計画

■施策主管課室	■主な関係課室
住宅政策課	●維持管理課　●地域振興課　●中山間地域振興室　●都市計画課 ●施設整備課

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●安全・安心で快適に暮らせる都市機能が充実しているまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

6-4 道路ネットワークの構築

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●市民が都市・地域間をスムーズに移動できている。	［基本事業〔1〕］
	●市民が道路を安全に通行できている。	［基本事業〔2〕］

〔1〕都市・地域間をスムーズに移動できる道路整備

■主な課題	■主な取組
① 都市・地域間を結ぶ幹線道路の渋滞やミッシングリンク（道路網における未整備区間）を解消するため、整備促進を図り、道路ネットワークを強化する必要があります。	① 国道２号の渋滞緩和や、道路ネットワークの構築に資する広島南道路や都市計画道路佐方線、廿日市環状線等の国・県道の整備を促進します。 ・広島市との広域交通機能強化に重要な都市計画道路畑口寺田線の整備、大竹市とのネットワーク強化に必要な市道鳴川３号線の整備を推進します。 ・地域間をネットワークする虫道廿日市線を補完する林道玖島川末線の整備を推進します。
② 慢性的な渋滞が発生する箇所や道路の線形が不良な箇所があるため、日常生活や産業活動の基盤となる交通の利便性を確保していく必要があります。	② 渋滞解消や日常生活の利便性向上に資する路線として、都市計画道路熊ヶ浦鯛ノ原線や市道赤崎３号線等の整備を推進します。 ・ 大野地域のハブである「まるくる大野」へのアクセス向上に資する都市計画道路筏津郷線の整備を推進します。

〔2〕道路等の適正管理

■主な課題	■主な取組
① 利用者の事故につながるような道路や道路構造物などの劣化については、早期の対応が必要です。	① 道路や道路構造物を計画的に点検・修繕するほか、定期的なパトロールや異常に関する情報を幅広く受け付けて速やかな補修を行います。
② 橋りょうなどの長寿命化計画に基づく効果的・効率的な老朽化対策が必要です。	② 定期点検により橋りょうなどの状態を把握し、点検結果に基づく補修を計画的に行います。

＞＞＞＞●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	都市計画道路の整備率	37.8%	100%
2	道路に関する損害賠償請求件数	7 件 （2024（令和 6）年度）	1 件

■主な関連計画

●都市計画マスタープラン　●橋りょう長寿命化修繕計画　●トンネル長寿命化修繕計画
●道路附属物長寿命化修繕計画

■施策主管課室

建設総務課

■主な関係課室

●施設整備課　●宮島口みなとまちづくり推進課　●維持管理課　●都市計画課

6 都市基盤

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●安全・安心で快適に暮らせる都市機能が充実しているまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

6-5 上下水道の整備

■関連 SDG s

施策の目指す姿	●都市の浸水防止が図られている。	［基本事業〔1〕］
	●公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の水質が保全されている。	［基本事業〔2〕〔3〕］

〔1〕浸水対策の推進

■主な課題	■主な取組
① 豪雨や内水氾濫等による浸水リスクのある地域の雨水施設整備の実施が必要です。	① 雨水管理総合計画で定めた管理方針、段階的整備計画に基づき、浸水常襲地区 4 箇所（弘法排水区、嘉永排水区、早時排水区、上の浜排水区）の雨水整備を実施します。

〔2〕下水道施設の整備・適正管理

■主な課題	■主な取組
① 汚水処理施設整備構想（アクションプラン）の目標達成に向けて、更なる未普及対策を進める必要があります。	① 汚水幹線や住宅密集地等を優先的に整備することで、効率的な未普及対策を実施します。
② 計画に基づいた老朽化施設の改築更新工事や、施設の耐震化・耐水化が必要です。	② 公共下水道根幹的施設の老朽化対策を計画的に実施します。また、未普及対策、老朽化対策に合わせて、施設の耐震化・耐水化を図ります。
③ 下水道事業経営戦略に基づく経営基盤強化と財政マネジメントの向上が必要です。	③ 経営戦略の進捗管理や計画内容の検証・分析を適切に実施し、経営状況の変化を早期に把握することに努めます。また、経営環境の変化が著しいことから、財政収支のバランスに影響が見込まれる場合は、経営戦略の見直しを実施します。

〔3〕水道施設の整備・適正管理、運営基盤の強化

■主な課題	■主な取組
① 清浄にして豊富低廉な水道水を持続的に供給するため、施設の整備や維持管理を適正に行うとともに、水道事業の運営基盤を強化することが必要です。	① 水道企業団参画による国庫補助金を活用し、施設の整備や更新を行います。広域化によるスケールメリットを活かした事業運営コストの削減に努め、運営基盤の強化を図ります。また、施設の適切な維持・修繕や設備更新を行い、施設の延命化を進めます。

＞＞＞＞●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	浸水常襲地区の段階的対策が完了した箇所数	0	4
2	公共下水道の人口普及率	66.9％	80.5％

■主な関連計画

●雨水管理総合計画　●汚水処理施設整備構想（アクションプラン）　●下水道事業経営戦略

■施策主管課室

下水道建設課

■主な関係課室

●下水道経営課　●建設総務課

7　環境

2035（令和 17）年度に目指す姿

自然と社会が共生できるまち

- 地域の自然資本が次世代に継承されています。

施策方針 7 - 1	自然と人が共生する社会の構築
施策方針 7 - 2	快適な生活環境の構築

基本事業〔１〕	自然環境・生物多様性の保全に向けた意識醸成
基本事業〔２〕	低炭素社会の構築に向けた意識醸成や取組の支援
基本事業〔１〕	快適な生活環境づくりのための意識啓発の推進と施設の適正管理
基本事業〔２〕	ごみの減量・資源化の推進、廃棄物の適正処理の推進に向けた取組

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●自然と社会が共生できるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

7-1 自然と人が共生する社会の構築

■関連 SDG s

施策の目指す姿		
	●生物多様性の維持が実現している。	［基本事業〔1〕］
	●低炭素社会が実現し、豊かな自然環境が保全されている。	［基本事業〔2〕］

〔1〕自然環境・生物多様性の保全に向けた意識醸成

■主な課題	■主な取組
① 自然環境を学ぶ機会を提供し、身近な自然を大切にする心を育む必要があります。	① 市の自然を学び体験できる受入環境を整備していきます。
② 生物多様性の保全状況を見える化する必要があります。	② 指標種を設定し簡易なモニタリング方法等を検討します。
③ 生物多様性が社会活動の基盤であることが認知され、環境に配慮した行動や損なわない行動が当たり前になることが必要です。	③ 基本戦略やそれに紐付く具体な施策、各主体が取組むべき行動を整理し、実現に向けた方法等を検討します。
④ ラムサール条約登録湿地登録の認知度が低いため、知ってもらう必要があります。	④ ラムサール条約登録湿地に生息するミヤジマトンボの保全活動を進め、発信していきます。
⑤ 特定外来生物による影響と対応について、理解を広める必要があります。	⑤ 引き続き、普及啓発に取り組みます。

〔2〕低炭素社会の構築に向けた意識醸成や取組の支援

■主な課題	■主な取組
① 再生可能エネルギーの導入や省エネの取組について十分理解されていないため、積極的に取り組む気運を高める取組が必要です。	① 公共施設の再エネ導入や省エネの取組を進め、脱炭素に取り組む必要性やメリットについて、地域の事業者や住民にわかりやすく伝え理解を促します。
② 再エネ・省エネの導入コストがかかり普及が進まないことから支援が必要です。	② 再エネ・省エネの導入コスト低減のための支援を継続して実施します。
③ 地域の資源を活用した太陽光発電やバイオマス発電、小水力発電などの再エネ電力の拡大が必要です。	③ 自治体新電力による再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進します。
④ 地域の森林や藻場・干潟などが、CO2 吸収源として十分に活用・管理されていないため、持続的な吸収源として確保する取組が必要です。	④ 森林や藻場・干潟などの CO2 吸収量を J-クレジット化し、自然資源の保全と経済循環を一体的に進める仕組みを検討します。

＞＞＞＞●地域の自然資本が次世代に継承されています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	市域における保全されている土地の面積	21.4%	30%
2	市域における民生部門の二酸化炭素排出量	322 千ｔ－CO2 （令和 4 年度）	132 千ｔ－CO2

■主な関連計画

●環境基本計画　●地球温暖化対策実行計画

■施策主管課室

ゼロカーボン推進課

■主な関係課室

●観光課　●農林水産課

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●自然と社会が共生できるまち＞＞＞

■施策方針

7-2 快適な生活環境の構築

■関連 SDG s

6 安全な水とトイレを世界中に　12 つくる責任つかう責任　14 海の豊かさを守ろう

施策の目指す姿		
	●きれいで暮らしやすいまちづくりが進んでいる。	［基本事業〔1〕］
	●ごみの排出抑制やリサイクルを推進し、環境に配慮した循環型社会が構築されている。	［基本事業〔2〕］

〔1〕快適な生活環境づくりのための意識啓発の推進と施設の適正管理

■主な課題	■主な取組
① 公害に関する相談が毎年複数件寄せられているため、対策を講じる必要があります。	① 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などについて、関係機関と連携して監視・指導を行います。
② 簡易専用水道、専用水道、飲用井戸等について、安全で衛生的な水が供給されるよう、施設の設置者や管理者への意識啓発が必要です。	② 施設管理者等に対して、適正な施設管理や水質検査についての周知、助言や指導を行います。
③ 犬、猫による排泄物や不適切な餌やりに関するトラブルを防止するため、飼い主への適正飼養の啓発や、特定の飼い主のいない猫などへの対策が必要。	③ 市ホームページや広報誌等による適正飼育の啓発や、地域猫活動を推進するための不妊・去勢手術費用等の補助について引き続き実施します。
④ 市営墓地において、安定的に墓所等を供給するための適正管理や、時代のニーズにあった墓地の整備が求められています。	④ 市営墓地を適正に管理していくほか、時代のニーズに合った墓地のあり方として、管理の負担が少ない合葬墓や樹木葬墓を整備していきます。

〔2〕ごみの減量・資源化の推進、廃棄物の適正処理の推進に向けた取組

■主な課題	■主な取組
① ごみの排出量は減少傾向にありますが、更なるごみの減量化、資源化を推進するため、市民や事業者と連携し、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減、資源化に取り組む必要があります。	① 食品ロス削減に向けて、食品ロス削減推進事業に取り組むとともに、プラスチックごみの資源化品目の拡大に取り組みます。
② 瀬戸内海沿岸の漂着ゴミが問題となっており、海洋プラスチックが自然環境に悪影響をもたらしているため、対策が必要です。	② GSHIP への参画により、官民連携したプラスチックごみの流出防止や効果的な海岸清掃イベントの実施を行います。
③ 人目につきにくい場所では不法投棄が発生しやすく、生活環境の悪化につながるため、関係機関と連携し、不法投棄の未然防止・早期発見に向け対策を講じる必要があります。	③ 不法投棄箇所の巡回や監視カメラの設置費用の補助、不法投棄防止看板の配布等を行い、不法投棄の防止に努めます。
④ 廃棄物処理施設の安全で安定した稼働を確保するため、処理施設の適正管理を行うとともに、ごみの排出者や処理業者への啓発・指導を行う必要があります。	④ エネルギークリーンセンターの安定稼働、リサイクルプラザの機能維持を図るため必要な施設整備を行うとともに、ごみの分別についての啓発や搬入時の分別指導を行います。

＞＞＞＞●地域の自然資本が次世代に継承されています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	環境保護活動に取り組んでいる市民の割合	31.9%	35％
2	市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量(g/人・日)	767 g （令和 6 年度）	754 g
3	家庭ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる市民の割合	（減 量 化） 48.8% （再資源化） 35.4%	（減 量 化） 53.8% （再資源化） 40.4%

■主な関連計画

●環境基本計画　●一般廃棄物処理基本計画

■施策主管課室

循環型社会推進課

■主な関係課室

●人権・市民生活課　●ゼロカーボン推進課

8　地域づくり・人権・多文化共生

2035（令和 17）年度に目指す姿

誰もが学び、つながり、活躍することで、地域らしさをともに守り創れるまち

- 幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。

誰もが他者との違いを認め合い、安心して暮らせるまち

- 市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

施策方針 8 - 1	地域づくりの推進
施策方針 8 -2	人権・男女共同参画の推進
施策方針 8 - 3	多文化共生・国際交流の推進

基本事業〔1〕	幅広い世代のまちづくり活動への参画につながる支援
基本事業〔2〕	地域の課題解決につながる、地域自治組織と多様な主体の協働促進に向けた支援
基本事業〔1〕	人権・平和意識の醸成と相談体制や支援の充実
基本事業〔2〕	男女共同参画意識の醸成と相談体制や支援の充実
基本事業〔1〕	コミュニケーション支援・生活支援
基本事業〔2〕	多文化共生の地域づくり
基本事業〔3〕	世界とつながる交流のまちづくり

8 地域づくり・人権・多文化共生

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●誰もが学び、つながり、活躍することで、地域らしさをともに守り創れるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●誰もが他者との違いを認め合い、安心して暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

8-1 地域づくりの推進

■関連 SDG s

施策の目指す姿

●市民がまちづくりに興味を持ち、積極的にまちづくり活動に参画している。 ［基本事業〔1〕］

●多様な主体が協働してまちづくり活動に取り組んでいる。 ［基本事業〔2〕］

〔1〕幅広い世代のまちづくり活動への参画につながる支援

■主な課題

① まちづくり活動に関わる人が固定化、高齢化し、活動の担い手が不足しているため、幅広い世代の参画が必要です。

・ 生涯学習を推進し、学んだ成果をまちづくり活動につなげる仕組みが必要です。

② 急激な人口減少や高齢化による担い手不足が進む過疎地域では、地域運営の視点で、地域に関わる全ての人が参画でき、一体となってまちづくり活動に取り組むことができる地域の特性を生かした仕組みづくりが必要です。

■主な取組

① 市民センター等での地域の課題解決につながるような学びの場、交流の場づくりから、学びがまちづくりに生かせる機会、情報提供、相談体制等の支援を充実させ、まちづくり活動への参画につながる仕組みを強化します。

② 中山間地域では、（仮称）廿日市市中山間地域振興ビジョンに基づき、定期的な円卓会議の開催や人材育成支援などを行い、市民主体の地域運営を推進します。宮島地域では、宮島まちづくり基本構想に基づき、地域活動団体の支援等を行い、一元的・総合的なまちづくりを推進します。

〔2〕地域の課題解決につながる、地域自治組織と多様な主体の協働促進に向けた支援

■主な課題

① まちづくり活動に関わる人が固定化、高齢化し、活動の担い手が不足しているため、各種団体・事業者等の多様な主体との協働の促進が必要です。

・ 地域自治組織の行事の棚卸し等による組織運営や活動の最適化を図り、多様な主体との協働による課題の解決等につながる支援が必要です。

② 急激な人口減少や高齢化による担い手不足が進む過疎地域では、地域運営の視点で、地域に関わる全ての人が参画でき、一体となってまちづくり活動に取り組むことができる地域の特性を生かした仕組みづくりが必要です。

■主な取組

① 地域自治組織が現状や課題等を整理する支援を強化するとともに、市民活動センター機能（情報提供、人材育成支援、相談対応等）の充実、地域自治組織と多様な主体が互いにつながる支援の充実を図り、地域自治組織それぞれに必要な多様な主体との協働の推進を図ります。

② 中山間地域では、（仮称）廿日市市中山間地域振興ビジョンに基づき、中山間地域の持つ価値を共有できる様々な主体と連携し、関係人口の増加等を図り、豊かで持続的なまちづくりを推進します。宮島地域では、宮島まちづくり基本構想に基づき、公共私相互間の協力関係の構築を図り、一元的・総合的なまちづくりを推進します。

＞＞＞＞●幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。
＞＞＞＞●市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	地域主体の活動（運動会、とんど、秋祭りなど）に参加している市民の割合	42.0%	50.0%
2	多様な主体が協働して、地域のニーズや課題の解決に向けて取り組んでいると感じる市民の割合	17.7%	30.0%

■主な関連計画

●協働によるまちづくり推進計画　●（仮称）中山間地域振興ビジョン　●宮島まちづくり基本構想
●（仮称）生涯学習ビジョン　●（仮称）市民センター基本方針

■施策主管課室

地域振興課

■主な関係課室

●まちづくり支援課　●中山間地域振興室　●宮島企画調整課　●生涯学習課

本市は、二度にわたる合併からこれまで、市域の一体感の醸成、均衡ある発展を念頭に置き、積極的に事業を進めてきました。しかし、平成の合併（2005(平成 17)年 11 月）から 20 年が経過する中、特に中山間地域や島しょ部では、人口減少、少子高齢化の進展などに伴い、生活サービスの維持に向けて、様々な課題が生じています。

【(仮称）中山間地域振興ビジョンについて】

現在検討中

- 目的※項目名は必要に応じて修正してください

- 将来像、目標、理念など※項目名は必要に応じて修正してください

こうした課題に対応するため、佐伯地域及び吉和地域の中山間地域を対象エリアとした「中山間地域振興ビジョン」、宮島地域及び宮島口を対象とした「宮島まちづくり基本構想」を策定し、各地域の特性を生かした、持続可能なまちづくりを推進しています。

【宮島まちづくり基本構想について】

● 目的と位置づけ

先人から受継いだ宮島の「自然」、「文化」、「歴史」を世界共通の財産として次世代に引き継いでいくためには、「宮島に暮らす人」「宮島で働く人」はもとより、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」といった多様な主体が一体となりまちづくりを行う必要があります。

この基本構想は、宮島の普遍的価値を守り継承していく「あるべき姿の継承」と、心豊かな暮らしを育み創造していく「ありたい姿の創造」をまちづくりの理念とする長期的な構想であり、今後の宮島に関わる様々な施策や事業を展開する際の、まちづくりの道標として位置づけています。

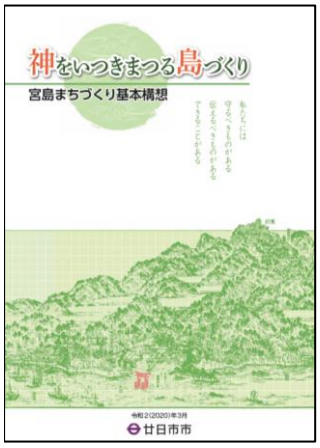

● 目標とする未来の姿

宮島の貴重な自然、文化、歴史を島全体で体験できることは、「本物を体感できる屋根のない博物館」といえます。

島に暮らす人、働く人、訪れる人、想いをはせる人、すべての島民が博物館の一員となって宮島を守り伝えると同時に、新たに島を訪れる人は、貴重な本物を見て、聴いて、体験して学び、その体験を発信することで島民としての役割を担ってもらいます。すべての島民が役割を果たし、様々な主体が連携し活動することで新しい活力を生み出し宮島の「未来の姿」を実現していきます。

宮島まちづくり基本構想の詳細はこちらをご覧ください。

廿日市市公式ＨＰ「宮島まちづくり基本構想」について

8 地域づくり・人権・多文化共生

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●誰もが学び、つながり、活躍することで、地域らしさをともに守り創れるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●誰もが他者との違いを認め合い、安心して暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

8-2 人権・男女共同参画の推進

■関連 SDG s

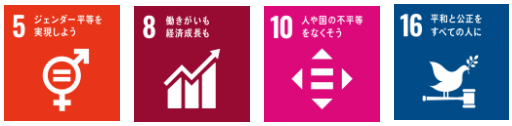

施策の目指す姿

●市民の人権尊重意識が向上している。［基本事業〔1〕］

●性別にかかわらず働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じる市民が増えている。［基本事業〔2〕］

〔1〕人権・平和意識の醸成と相談体制や支援の充実

■主な課題	■主な取組
① 女性、こども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、犯罪被害者やその家族、インターネット上の人権侵害、性的少数者など、多様な人権課題が存在しており、継続的な啓発活動と支援を行う必要があります。 ・ 人権教育・啓発の対象は、こどもから高齢者まで幅広いため、効果的かつ継続的な方法により、市民の人権尊重の意識を向上させる必要があります。	① 性別、年齢、障がいの有無、国籍など、互いの違いを尊重し合う意識を醸成する啓発活動を展開するとともに、多様な人権課題に関する相談体制や支援の充実を図ります。
② 2025（令和 7）年に戦後 80 年を迎え、戦争や被爆体験、平和への思いの継承が一層重要となる中、市民の平和意識を向上させる必要があります。	② 戦後 80 年から戦後 100 年へ向けて、未来をつくる青少年やこどもたちの平和意識を高め、今後 10 年、20 年の暮らしの中で平和について考え、行動するきっかけとなる事業を展開します。 ・ 市民団体が実施する平和行進やパネル展など、非核平和を呼びかける事業への支援・協力を行います。

〔2〕男女共同参画意識の醸成と相談体制や支援の充実

■主な課題	■主な取組
① 性別にかかわらず誰もが互いに協力し、仕事と生活を調和させながら、生涯にわたり充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境を整備する必要があります。	① 経営層に対し、多様性を尊重する経営スタイルの浸透を図り、誰もが働きやすい環境を整備します。 ・ 事業所や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性、働き方の見直しに関する啓発活動を行います。 ・固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女共同参画の意識を高めるための啓発活動を行います。
② 多様な人材の能力の活用や多角的な視点の導入などの観点から、引き続き、あらゆる分野において女性の参画を進めていく必要があります。	② 地域や働く場など、あらゆる場面における方針決定過程や話し合いの場への女性の参画拡大を促進します。

＞＞＞＞●幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。
＞＞＞＞●市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

■主な課題	■主な取組
③ 性的少数者であることにより偏見などから生きづらさを感じている人がいるため、性の多様性について市民の理解を深めるとともに、性的少数者への支援を行う必要があります。 ④ 男女間の暴力を防止し、暴力を許さない意識の啓発や、暴力を受けた人への支援を行う必要があります。	③ 性の多様性に関する市民等の理解を深める啓発活動を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度や利用可能な行政サービスの周知など、性的少数者への支援を行います。 ④ 重大な人権侵害である DV（ドメスティック・バイオレンス）の暴力の防止に向けた啓発や、各種法律・制度の周知を行うとともに、被害者に対する相談体制、安全確保、自立支援の充実を図ります。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	自分や周りの人の人権を尊重しながら生活している市民の割合	62.6%	69.5%
2	性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている市民の割合	53.9%	61.8%
3	市の審議会等における女性委員の占める割合	26.6%	30.8%

■主な関連計画

●廿日市市人権教育・人権啓発指針　●人権推進事業計画　●第３次廿日市市男女共同参画プラン

■施策主管課室	■主な関係課室
人権・市民生活課	●産業振興課　●子育て応援室　●総務課

8 地域づくり・人権・多文化共生

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●誰もが学び、つながり、活躍することで、地域らしさをともに守り創れるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

●誰もが他者との違いを認め合い、安心して暮らせるまち＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

■施策方針

8-3 多文化共生・国際交流の推進

■関連 SDG s

施策の目指す姿	●外国人住民と日本人住民が共に生活する中でお互いにコミュニケーションを図ることができている。［基本事業〔1〕］ ●市民に、多文化共生の考え方が浸透している。［基本事業〔2〕］ ●国際交流活動に参加する人が増えている。［基本事業〔3〕］

〔1〕コミュニケーション支援・生活支援

■主な課題	■主な取組
① はつかいち外国人相談センターの役割を含めた広報の拡大が必要です。	① 事業所への情報提供などにより、はつかいち外国人相談センターの周知を図ります。
② 外国人住民に対する効果的な情報提供方法を検討する必要があります。	② 外国人住民の情報取得方法などの情報を収集し、効果的な情報提供を行います。
③ 外国人住民が増えていく中で、地域日本語教室を支える日本語学習支援者を確保する必要があります。	③ 日本語学習支援者に向けた研修等を引き続き開催します。
④ 外国人住民と日本人住民がお互いの文化や習慣を知る場でもある地域日本語教室を広く周知する必要があります。	④ 地域日本語教室の情報や状況を発信するなど、周知を行います。
⑤ 市民に対して、「やさしい日本語」の周知が必要です。	⑤ 「やさしい日本語」の広報、学ぶ機会の提供及び職員向け研修を行います。
⑥ 外国人住民の人口や国籍の変化を把握し、必要な情報の多言語化を進める必要があります。	⑥ 多言語化する必要のある言語などの情報を庁内へ提供し、多言語化を進めます。

〔2〕多文化共生の地域づくり

■主な課題	■主な取組
① 外国人住民と日本人住民がお互いの文化や習慣を理解できるような取組を様々な機関と連携して行う必要があります。	① 廿日市市国際交流協会や地域の団体・事業所など様々な機関と連携しながら、多文化共生のまちづくりに関する事業などを行います。

＞＞＞＞●幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。
＞＞＞＞●市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

〔3〕世界とつながる交流のまちづくり

■主な課題

① 国際交流に関するボランティアの活動の場を増やすとともに、活動状況等を発信する必要があります。
② 市民に対して、姉妹都市交流や国際交流事業全般に関する情報を提供し、国際交流への関心を高める必要があります。

■主な取組

① 廿日市市国際交流協会と連携し、ボランティアの活動状況等について広く周知し、ボランティアが活躍できる場や活動の機会を増やします。
② 国際交流事業を実施し、ホームページや SNS 等を活用した情報発信を行います。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	生活する中で外国人住民とコミュニケーションできていると感じる市民の割合	25.4%	50%
2	多文化共生の必要性を感じる市民の割合	65.5%	71%
3	国際交流活動をしている市民の割合	1.6%	16%

■主な関連計画

●国際化・多文化共生推進プラン

■施策主管課室

国際交流・多文化共生室

■主な関係課室

―

9 行財政運営の推進

次期「行政経営改革指針」に掲載する行財政運営の取組について記載します。
現在検討中のため、詳細はお示しできませんが、主な項目は次のとおりです。

1 生産性の高い行政経営の推進
施策評価の実施、職員数の適正化、行政経営システムの最適化、事務事業の検証・見直し、業務改革の推進など

2 誰もが働きやすい職場づくりと職員の能力向上の推進
多様な働き方の推進、人材確保・職員育成など

3 公共施設マネジメントの着実な推進
施設の統廃合・複合化、施設の長寿命化の推進、効率的かつ効果的な管理運営の推進など

4 安定的な財政運営の推進
財政運営上のリスクへの対応、事業の選択と集中によるメリハリのある財政運営、将来世代に過度な負担を残さない健全な財政運営など

5 効果的なシティプロモーションの推進
移住・定住の推進、関係人口の創出、広報・広聴活動の推進など

10　指標体系

(1) 指標の関係性と考え方

本計画は、基本理念・将来像をもとに、その実現に向けた道筋を未来から現在へとさかのぼって考える「バックキャスティング」の考え方に基づき、基本構想に「分野の目指す姿」を、前期基本計画に「施策の目指す姿」を設定し、その状態を確認するための指標を設定しています。

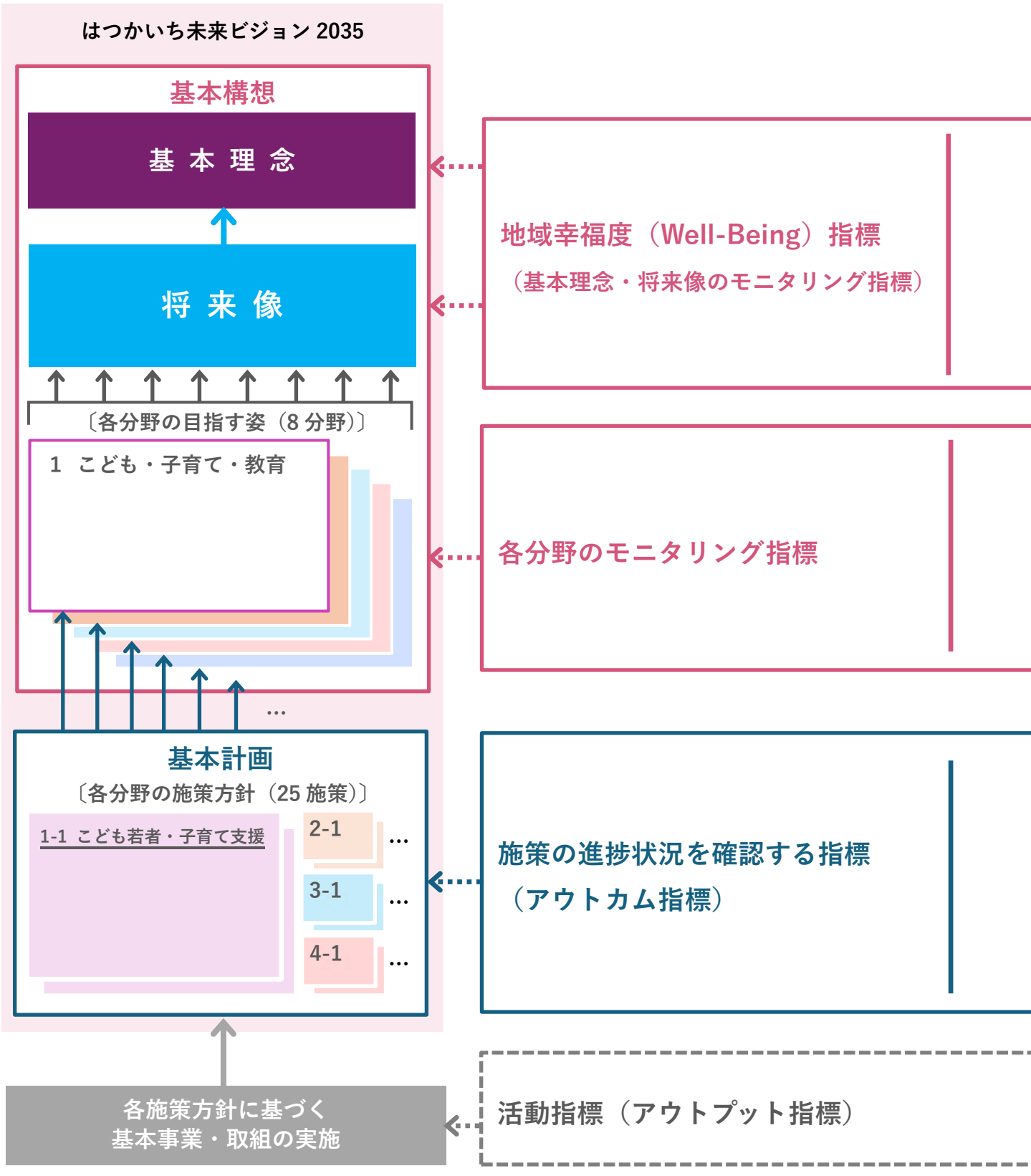

基本構想においては、「地域幸福度（Well-Being）」及び各分野の「モニタリング指標」を注視し、定期的に現状把握を行います。また、前期基本計画においては、「施策の進捗状況を確認する指標」により効果検証を行い、施策や事業の見直しに活用します。

基本理念と将来像の実現に近づいているかを確認する指標を設定します。

この指標は、アンケート調査を通じて、市民が実感する「幸福感」を数値化したものです。

基本理念と将来像の実現に向けて、各分野が目指す「2035 年度のまちの姿」の実現に近づいているかどうかを確認する指標を設定します。

基本構想の実現に向けて、施策の直接的な成果を確認する指標を設定します。

指標の関係性

（施策方針 1-1　こども若者・子育て支援の例）

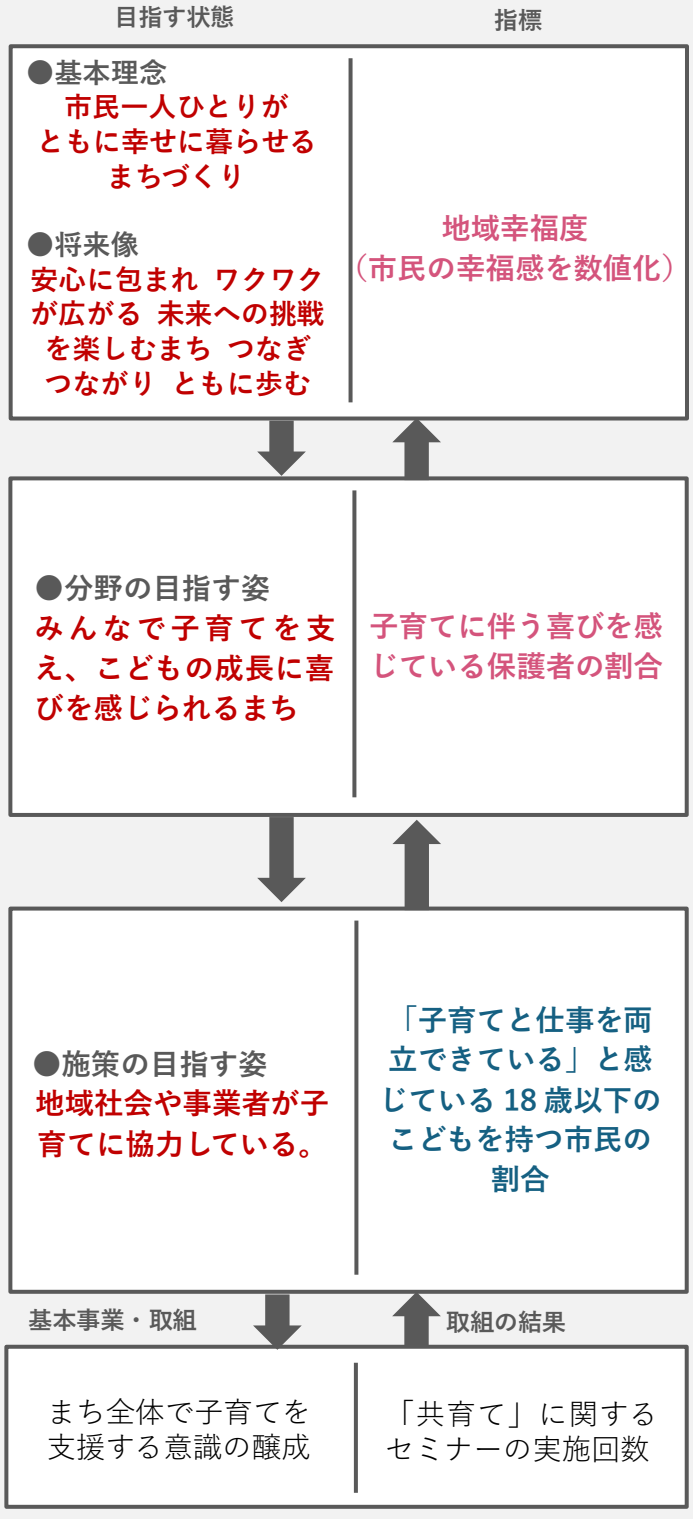

（2）指標一覧

前期基本計画の「施策の進捗状況を確認する指標」の一覧を掲載します。